

次期行革大綱素案

しなやか県庁創造プラン (愛知県第六次行革大綱)

～ 「あいちビジョン 2020」を推進する
行財政体制の確立を目指して ～

次期行革大綱策定プロジェクトチーム
(チーム森岡)

目 次

第五次行革大綱の成果と課題	- 1 -
1 成果（これまでの行財政改革の取組の状況）	- 1 -
2 課題（さらなる改革の必要性）	- 3 -
(1) 県民の多様なニーズへの対応	- 3 -
(2) 厳しい財政状況への対応	- 5 -
3 分野別の成果と課題	- 8 -
改革の取組方向	- 10 -
1 改革の目標	- 10 -
2 改革の視点～目指すべき県行政の姿	- 12 -
(1) 県の持てる経営資源をフル活用	- 12 -
(2) 民間・地域の総力を結集	- 13 -
(3) たゆまぬ見直しで持続できる財政運営	- 14 -
主要取組事項 10本の柱	- 15 -
1 人材の育成・活用とワーク・ライフ・バランスの推進	- 16 -
（育成）	- 17 -
（能力・実績に基づく人事管理）	- 17 -
（モチベーションの維持・向上）	- 17 -
（採用）	- 17 -
（女性の活躍促進）	- 18 -
（ワーク・ライフ・バランス）	- 19 -
（メンタルヘルス）	- 19 -
2 組織の活性化	- 20 -
（本庁組織）	- 20 -
（地方機関等）	- 22 -
（試験研究機関）	- 22 -
3 職員定数と給与の適正管理	- 23 -
（職員定数）	- 23 -
（給与）	- 24 -
4 県有資産の活用	- 25 -
（老朽化対策）	- 26 -
（土地・建物）	- 26 -
（公の施設）	- 27 -
5 民間活力の活用	- 30 -
（民間との連携）	- 30 -
（民間委託）	- 30 -
（PFI）	- 30 -
（指定管理者）	- 31 -

6	地方分権と自治体間の連携の推進	- 32 -
	（地方分権）	- 32 -
	（市町村）	- 32 -
7	地域との連携・協働の推進	- 34 -
	（NPO）	- 34 -
	（大学）	- 34 -
	（県民・企業等）	- 35 -
	（オープンデータ・ビッグデータ）	- 35 -
8	事務事業の積極的な見直し	- 36 -
	（新たなPDCAサイクル）	- 36 -
	（見える化）	- 38 -
	（業務の効率化）	- 38 -
	（仕事の質の向上）	- 38 -
9	公営企業や第三セクター等の経営改善	- 40 -
	（公営企業）	- 41 -
	（県関係団体）	- 41 -
	（第三セクター）	- 41 -
	（一部事務組合等）	- 42 -
10	健全で持続可能な財政基盤の確立	- 43 -
	（財政運営）	- 43 -
	（財源の確保）	- 44 -
	（歳出の見直し）	- 45 -
	大綱の推進体制と進捗管理（PDCAサイクル）	- 46 -
1	しなやか県庁創造プラン推進プロジェクトチームの設置	- 46 -
2	進捗管理	- 46 -
3	行財政改革の取組の具体化・充実	- 47 -
	個別取組事項	- 50 -

第五次行革大綱の成果と課題

1 成果（これまでの行財政改革の取組の状況）

- 行政運営の大原則は、地方自治法にも規定されているように、最少の経費で最大の効果を発揮することにある。行財政改革は、そのために、仕事の進め方から組織のあり方まで、行財政運営全般について、不断の見直しを行っていく取組である。
- 行財政改革には、県の事務事業や職員定数、公の施設などを適正な規模に見直ししていくことのほか、行政の質の向上や、公共サービスを共に担う市町村・NPO・民間企業・大学等との連携・協働など、実に様々な取組が含まれる。
- こうした取組は、目標を持って、計画的に進める必要がある。そこで愛知県では、昭和60年に「愛知県行政改革推進計画」を策定して以来、五次にわたる行革大綱のもとで、積極的かつ計画的に、行財政改革に取り組んできた。

愛知県の行革大綱の策定状況

策定期間	行革大綱の名称	計画期間
昭和60年12月	愛知県行政改革推進計画 （愛知県行革大綱）	昭和60～62年度 （3年間）
平成7年12月	愛知県行政改革推進計画 （愛知県新行革大綱）	平成8～10年度 （3年間）
平成10年12月	愛知県行政改革推進計画 （愛知県第三次行革大綱）	平成11～20年度 （10年間）
平成13年12月	改訂愛知県第三次行革大綱 （県庁改革プログラム）	平成14～20年度 （7年間）
平成17年2月	あいち行革大綱2005	平成17～22年度 （6年間）
平成20年3月	あいち行革大綱2005 - 後半（平成20～22年度）の取組について	平成20～22年度 （3年間）
平成22年2月	愛知県第五次行革大綱	平成22～26年度 （5年間）
平成23年12月	行革大綱に係る重点改革プログラム	-

- 特に、戦後初の赤字決算となった平成10年度に策定した第三次行革大綱（平成11年度～）以降は、継続的に行革大綱を見直しながら取組を進めてきた。
- 現行の第五次行革大綱は、平成22年2月に策定したが、平成23年12月には、これを深掘りする「行革大綱に係る重点改革プログラム」を策定し、一層強力に、行財政改革に取り組んでいるところである。

- 累次の行革大綱に基づく取組により、様々な成果を上げてきた。
- 例えば、職員定数については、平成 11 年度から 26 年度にかけて、知事部局等と教育の事務部門で 3,425 人の削減を行い、平成 10 年度の概ね 4 分の 3 の規模にスリム化した。
- 公の施設については、県の施設として存置する意義や利用率などの観点から必要性を見直し、廃止や市町村・民間への移管等を進めてきた。その結果、県の公の施設の数、平成 10 年度の 153 施設から 72 施設に概ね半減した。
- 県行政を補完・代行する機能を持つ県関係団体についても、平成 10 年度の 37 団体を 19 団体に統廃合し、概ね半減した。
- 第三次行革大綱以降の 16 年間(平成 11～26 年度)における経費の削減などによる行革効果は、約 6,100 億円にのぼる。

これまでの取組成果

	平成 11～16 年度 (第三次・改訂第三次 行革大綱)	平成 17～21 年度 (あいち行革大綱 2005)	平成 22～26 年度当初 (第五次行革大綱)
職員定数 (知事部局 等・教育 事務部門)	1,584 人削減	1,331 人削減	510 人削減
	☞11～26 年度累計 3,425 人削減 [10.4.1 現在：14,756 人 26.4.1 現在：10,825 人(3,931 人)] 定数条例の改正数。大学 法人など外部移管等による 減分を含む。		
公の施設	45 施設廃止等	23 施設廃止等	25 施設廃止等
	☞11～26 年度累計 93 施設廃止等 [10.4.1 現在：153 施設 26.4.1 現在：72 施設](新設等 12 施設)		
県関係団体	16 団体削減	1 団体削減	1 団体削減
	☞11～26 年度累計 18 団体削減 [10.4.1 現在：37 団体 26.4.1 現在：19 団体]		
行革効果額	3,524 億円	1,273 億円	1,279 億円
	☞11～26 年度累計 6,076 億円		

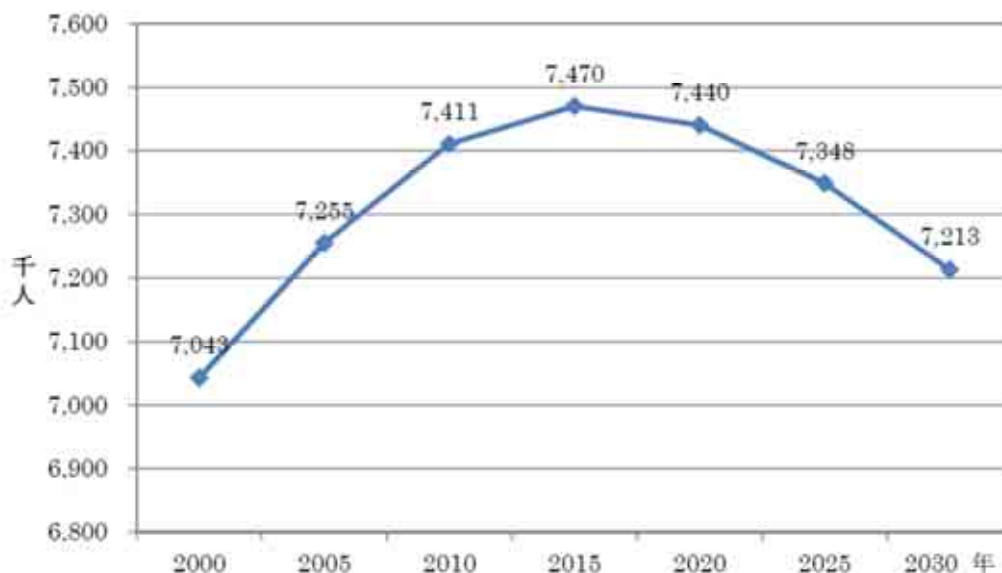
2 課題（さらなる改革の必要性）

(1) 県民の多様なニーズへの対応

（社会経済の展望）

- 我が国全体では、既に 2008（平成 20）年頃をピークに人口が減少に転じているが、本県も 2015（平成 27）年をピークに、いよいよ人口減少社会へ移行し、高齢化も一層進行する見込みである。また、民間シンクタンクの日本創成会議が示した試算によると、本県でも 7 市町村が、2040（平成 52）年に 20 - 39 歳の女性人口が半数以下となり、将来的に消滅するおそれが高いと指摘されている。

本県人口の将来見通し



出典：総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2013年3月推計)」

- アジアが牽引する形で経済のグローバル化が進展する一方で、我が国の経済成長力は、低下していくものと見込まれる。
- この地域では、南海トラフ地震等がいつ起きてもおかしくない状況にある。また、世界的な人口増加や新興国の経済発展等が、エネルギー需給の逼迫や、地球温暖化をさらに進行させていく懸念があるなど、災害リスク、環境・エネルギーリスクが増大していくと考えられる。
- また、高度経済成長期に集中的に整備された学校・公営住宅・道路など、本県が保有する社会資本は、現時点で既に半分近くが築 30 年を経過しており、老朽化が進行していく。
- 一方、2027（平成 39）年のリニア中央新幹線、東京都 - 名古屋市間の開業は、

本県の地域にとって大きな経済的インパクトを与えることになる。

(県民ニーズに対応する政策の推進)

- このような社会経済状況の変化に伴い、各分野で様々な政策課題やニーズが生じてくることが想定される。
- 平成 26 年 3 月に策定した「あいちビジョン 2020」では、リニア中央新幹線の開業後の 2030 (平成 42) 年頃を展望し、「リニアを生かし世界の中で存在感を発揮する中京大都市圏」、「日本の成長をリードする産業の革新・創造拠点」、「人が輝き、女性や高齢者、障害のある人など、すべての人が活躍する愛知」を目指した主要な政策の方向性を示した。
- そうした政策を効果的かつ効率的に進めることにより、県民の多様なニーズに的確に対応していく。



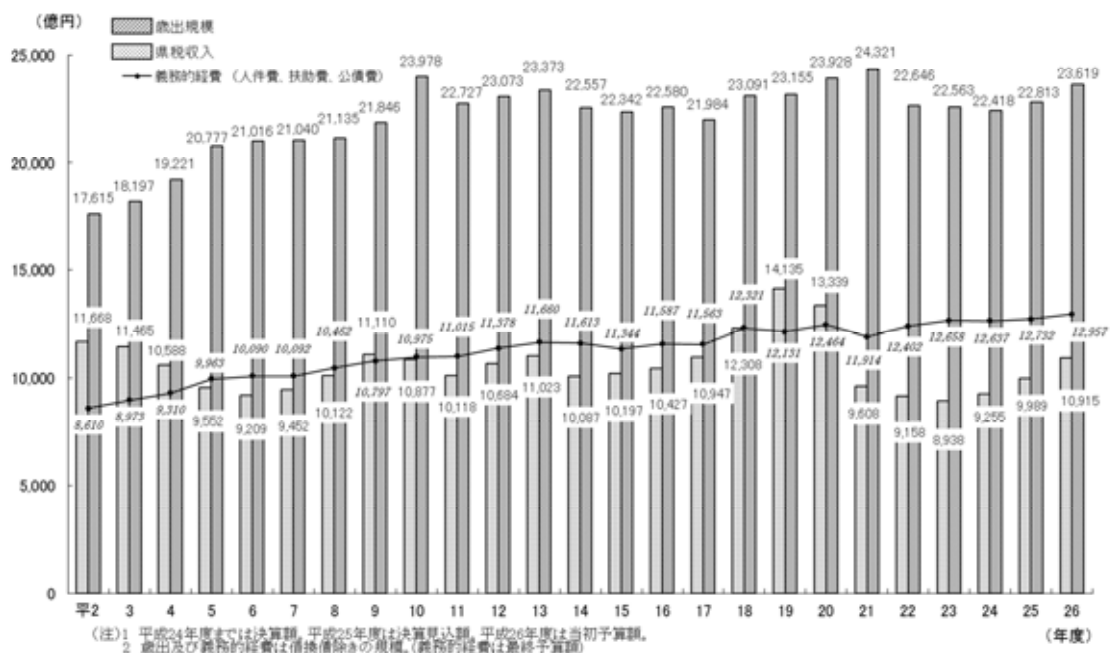
時代の流れに合わせて、しなやかに政策課題に対応するため

より一層効果的・効率的な行政運営が必要

(2) 厳しい財政状況への対応

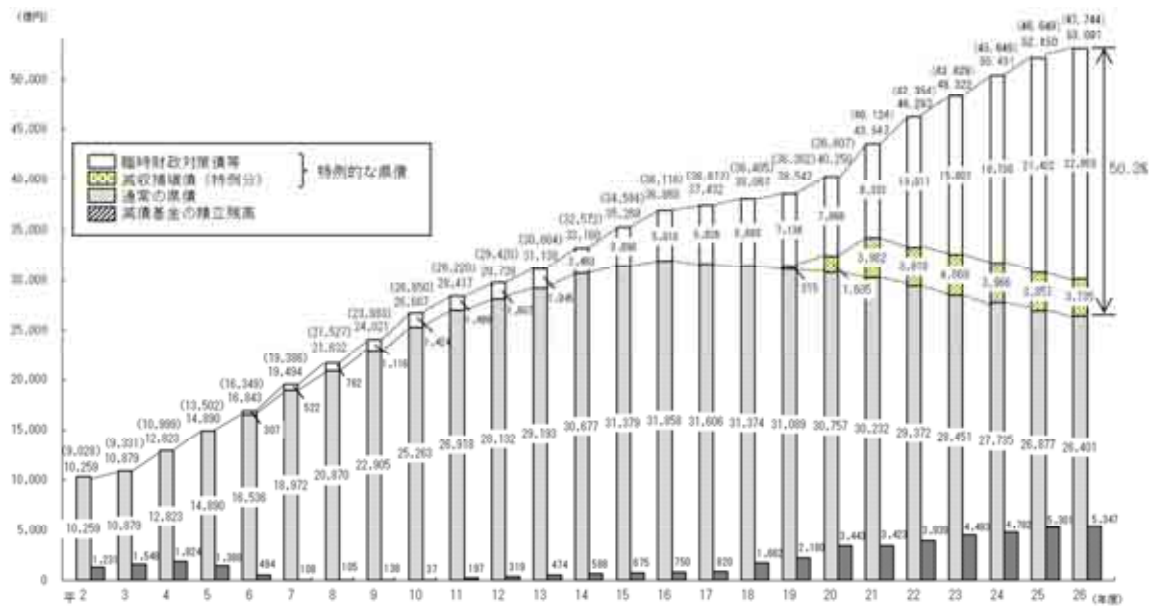
- 平成 26 年度の県税収入は、景気回復による法人二税の増収や地方消費税の税率引上げなどにより、平成 20 年度以来 6 年ぶりに 1 兆円を超える見込みであるが、それでもリーマン・ショック前の水準には遠く及ばず、県税収入の回復は途半ばにある。
- 一方、歳出は高齢化の進展や県債残高の増加により、扶助費・公債費など義務的経費の増加が続いている。
- 長年にわたり行財政改革の取組を進め、成果を上げてきたものの、平成 26 年度当初予算においても、依然として多額の収支不足が生じ、これを解消するため、臨時的・緊急避難的措置として、基金からの繰入運用を行わざるを得ないなど、県財政は依然として厳しい状況にある。

歳出規模と県税収入の推移



- これまでの行財政改革の取組の結果、臨時財政対策債を始めとする特例的な県債を除いた通常の県債残高は減少させてきたものの、平成 20 年度以降における特例的な県債の増発により、県債残高の全体は増加を続けている。平成 26 年度末では特例的な県債の残高が全体の半分以上を超える見込みである。

県債残高の推移



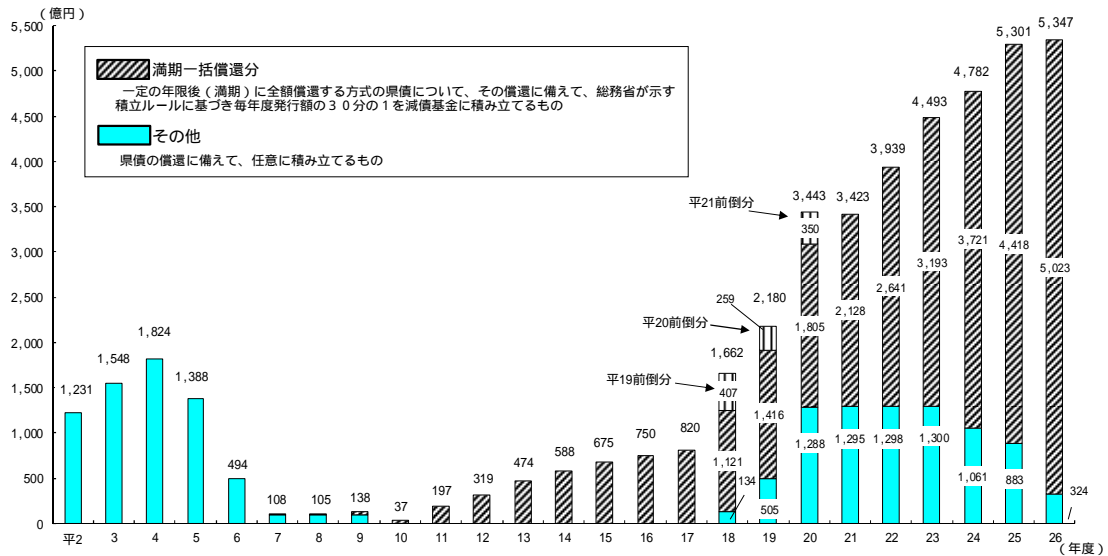
(注) 平成24年度までは決算額、平成25年度は決算見込額、平成26年度は当初予算ベース。
 白抜きは、臨時財政対策債、減収補填債、臨時税収補填債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債の計としている。
 黒債残高の()は、減債基金の積立残高を控除した額。

特例的な県債

地方交付税の振替措置である臨時財政対策債や、実態の税収が普通交付税算定上の基準財政収入額を下回る場合に発行できる減収補填債など、地方財政法第5条の特例として発行する県債

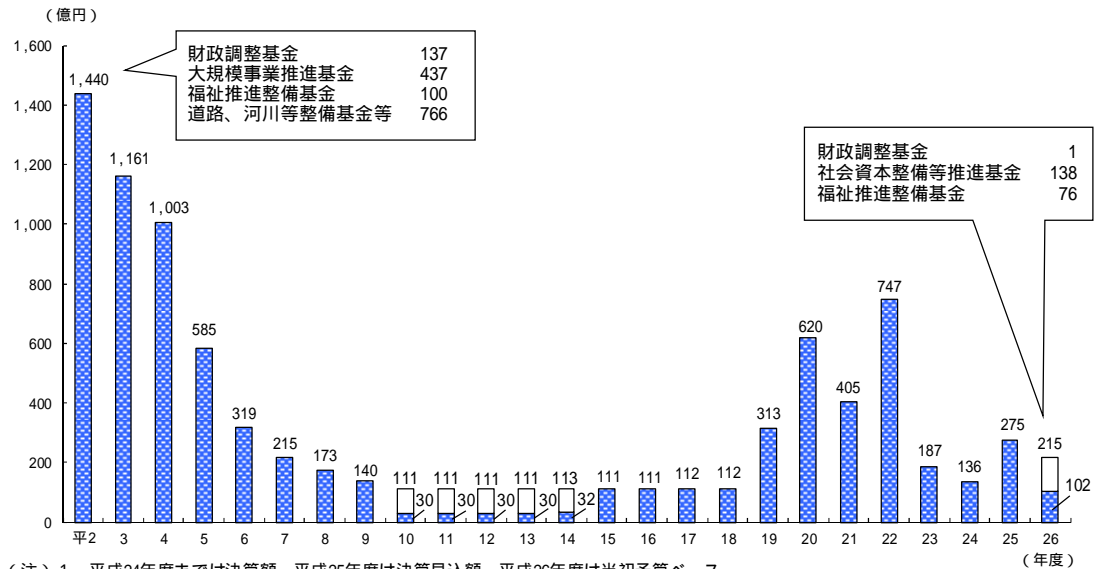
- 基金のうち、減債基金の「満期一括償還分」については、将来の償還に備え、毎年度の所要額を確実に積み立てている。一方、減債基金の「その他分(任意積立分)」や、財政調整基金については、将来の公債費負担の平準化や法人事業税の一部国税化による減収に備えるため積立てを行ってきたが、リーマン・ショック後、毎年度の予算編成において収支不足対策として基金の取崩しを行ってきた結果、大幅に減少している。

減債基金残高の推移



- (注) 1 平成24年度までは決算額。平成25年度は決算見込額、平成26年度は当初予算ベース。
 2 財源対策債等償還基金(6年度に減債基金に引継ぎ)を含んでいる。
 3 □部分は、翌年度の満期一括償還ルール積立の前倒し積立額

財政調整基金その他取崩し型基金残高の推移



- (注) 1 平成24年度までは決算額。平成25年度は決算見込額、平成26年度は当初予算ベース。
 2 本表の「取崩し型基金」は、財源調整に用いる基金としており、平成12年度以降、財政調整基金、社会資本整備等推進基金及び福祉推進整備基金の合計としている。
 3 白抜きは、繰入運用を示す。(平成10~14年度 81億円、平成26年度 113億円)

- この厳しい財政状況は今後も継続すると考えざるを得ず、その一方で、長年にわたる行財政改革において、量的削減(事務事業費、職員定数、公の施設等)に取り組んできた結果、合理化余地は狭まってきている。

厳しい財政状況が継続していることを踏まえると、

健全で持続可能な財政基盤の確立が必要

3 分野別の成果と課題

- 第五次行革大綱に係る成果と課題を分野別に見ると、以下のとおりである。

分野	成果	課題
1 人材	<p>「人材育成ビジョン」を改訂し、計画的に「人づくり」を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいち人材育成ビジョン(改訂版)策定(H23) ・人事評価制度を一般職員へ導入(H23) 	<p>女性を含む全ての職員が働きやすい職場環境となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む必要。</p>
2 組織	<p>本庁組織は平成 18 年度に、地方機関は 20 年度に大きく見直し、概ね定着している。所期のねらいも概ね効果を上げていると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東三河総局の設置(H24) ・出納事務局の見直し(H25) 	<p>「あいちビジョン 2020」を策定したことを踏まえ、これからの地域づくりを推進するための組織体制を整備する必要。</p> <p>新しい行政ニーズに的確に対応できるよう柔軟に組織を見直していく必要。</p>
3 職員 定数・ 給与	<p>(職員定数)</p> <p>知事部局等及び教育の事務部門の定数は、他の都道府県と比較してもトップレベルの削減を進めた結果、平成 10 年度の 4 分の 3 以下になった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事部局等及び教育の事務部門の定数を 510 人削減 	<p>(職員定数)</p> <p>限られたマンパワーをさらに効果的に配置することで、一層高度化・複雑化する行政課題に対応していく必要。</p>
	<p>(給与)</p> <p>社会情勢への適応を図るために、給与制度・各種手当を見直してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅所有者の住居手当廃止(H22) ・一般職の退職手当見直し(H24) ・給与等の適正管理による効果額 255 億円 	
4 県有 資産・ 公の 施設	<p>(県有資産)</p> <p>庁舎等の集約は概ね完了し、効果的・効率的な利活用と将来にわたる財政効果を実現した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有施設利活用・保守管理プログラムによる 15 年間の効果額 83 億円 	<p>(県有資産)</p> <p>県有資産の半数近くが築 30 年を経過しており、老朽化対策等に取り組む必要。</p>
	<p>(公の施設)</p> <p>地元市町村等への移管や代替機能の確保など、関係者の理解を得ながら施設の廃止等を実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の廃止等 25 施設 	
5 民間 活力 の活 用	<p>民間委託化、指定管理者制度導入、PFI など、順調に拡大してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託化の推進 ・三河地域 6 浄水場排水処理業務の PFI 事業化 	<p>地域経済の活性化にも寄与することから、事務事業の性質に応じて民間の知識・ノウハウを適切に活用する必要。</p>

分野	成果	課題
6 地方 分権	<p>地方分権改革に係る 4 次にわたる一括法などにより、法令による義務付け・枠付けの見直しが進められてきた。</p> <p>市町村が最大限に力を発揮できるよう、県独自の条例による権限移譲を積極的に進めてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務付け・枠付けの見直しに伴い 32 条例を整備 ・移譲計画に基づく移譲事務数 延べ 162 (H25～H27) 	<p>さらなる地方分権改革の推進に向け、積極的な取組が必要。</p> <p>各市町村の自主的な取組に対して、連携や支援を適切に進める必要。</p>
7 地域 との 連携・ 協働	<p>民間企業・大学・NPO等との連携・協働は、各分野の様々な取組に拡大してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共支援事業基金」を活用し、NPO等の活動支援を実施(H23～H25) 	<p>これまでの実績・成果をさらに普及・定着させる必要。</p> <p>県民の共有財産である行政情報を、利用しやすい形で開放していく必要。</p>
8 事務 事業 の見 直し	<p>事務事業単位のPDCAサイクルを構築し、事務事業の見直しに効果を上げてきた。</p> <p>仕事の質を向上させるため、グッドジョブ運動を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の見直しによる歳出削減額 492 億円 ・グッドジョブ運動を推進(H22～) 	<p>新公会計制度を機に設定した管理事業単位のPDCAサイクルを構築する必要。</p> <p>民間の経営手法にも学びながら、業務の効率化、見える化を進める必要。</p>
9 公営 企業 や第 三セ クタ ー等	<p>公営企業や県関係団体については自ら計画策定する計画に基づく経営改善を促すとともに、第三セクター等については毎年経営状況を点検・評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)愛知県雇用開発協会廃止(H23) ・県関係団体経営改善計画の策定支援・公表 	<p>県財政に影響を及ぼす可能性があることから、経営状況を点検・評価するなどして、その自律的かつ健全な経営を促進する必要。</p>
10 財政 状況	<p>歳入面では目標を大きく上回る効果額を確保した。</p> <p>通常の県債の残高は減少している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主財源の確保による効果額 113 億円 ・県が自ら徴収する税目の収入未済額 49%縮減 ・通常の県債の残高 3,831 億円減少 	<p>臨時的・緊急避難的措置である基金からの繰入運用を行わざるを得ないなど、財政は依然として厳しい状況。</p> <p>健全で持続可能な財政基盤の確立が必要。</p>

改革の取組方向

- これまでの行財政改革の取組により、量的な削減余地は狭まっているが、地域の将来を見据えた様々な政策課題に、しなやかに対応し続けていける県庁を築いていくことが必要である。
- 第五次行革大綱の取組を検証し、その成果と課題を整理した上で、さらなる行財政改革に取り組んでいくため、「しなやか県庁創造プラン(愛知県第六次行革大綱)」を策定する。

策定趣旨	本県の行財政改革についての中期的な目標、考え方を示すとともに、具体的な取組計画(時期、内容等)を定める。
計画期間	5年間(平成27~31年度) なお、計画期間内においても、本県の行財政を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、適切に見直しを行う。

1 改革の目標

「あいちビジョン2020」を推進する行財政体制の確立

「あいちビジョン2020」に位置づけた、これからの地域づくりや県民の豊かな暮らしの実現に向けた政策を進めるための行財政体制の確立を目指す。

- 民間企業などの競争力を高め、活発な経済活動が展開される地域づくりを進めることにより、税収を確保し、行政サービスを向上させて、県民の暮らしの充実につなげていくことができる。
- 県は、こうした好循環の形成に向けて、「あいちビジョン2020」に基づき、高い競争力を持つ大都市圏づくりや県民生活の向上に資する政策を展開していく。
- その際、行革大綱に基づく行財政改革の取組により、そうした政策展開を下支えし、最大限効果的・効率的に実施するための運営体制や財政基盤を確保していく。

改革の目標・視点のイメージ



2 改革の視点～目指すべき県行政の姿

1の改革の目標を実現するため、以下の3つを改革の視点とする。

この3つの視点は、さらに主要取組事項として10本の柱に展開し、体系的に取り組む。

(1) 県の持てる経営資源をフル活用

人材、資産、財源など、県が持つ限られた経営資源を最大限に活用することにより、行政サービスの質を向上させ、費用対効果を高める。

人材の活用

職員は、行政サービスを担う要である。その能力向上を図るとともに、男女・世代を問わず、多様な人材が活躍し、組織としての力を十分に発揮できるよう環境整備や体制見直しを行う。

- ✓ 「あいち人材育成ビジョン」に基づき、めざす職員像の実現に向けて総合的に取組を進める。

（ 専門能力を高めつつ、自ら成長し続ける『職員』づくり
組織力の向上に貢献し、能力をフルに発揮する『職員』づくり
働きやすく、風通しのよい『職場環境』づくり ）

- ✓ 「あいちビジョン2020」に位置づけた、これからの地域づくりを推進するための組織体制を整備する。

主要取組事項

- 1 人材の育成・活用とワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 組織の活性化
- 3 職員定数と給与の適正管理

資産の活用

行政サービスの基盤をなす県有資産については、社会経済状況を踏まえた適正量を計りつつ、効果的・効率的な整備や維持管理を進める。

- ✓ 庁舎、学校、県営住宅、インフラなど県有施設全般について、長期的視点に立って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めることにより、経費の軽減・平準化や施設の最適な配置を実現する。

主要取組事項

- 4 県有資産の活用

(2) 民間・地域の総力を結集

公共サービスを地域全体として効果的・効率的に提供できるよう、県だけでなく、市町村・NPO・民間企業・大学など多様な主体が適切に役割分担し、幅広く連携・協働する姿を目指す。

地域の多様な主体と県の役割

地域住民に密着したニーズには、市町村やNPO・民間企業・大学等が応えていくことを基本に、県は主にコーディネート役として、各主体の連携・協働の促進や必要な支援を行う。

- ✓ 民間活力の活用は、行政サービスの質の向上・効率化とともに、地域経済の活性化にも寄与することから、県が直接実施すべき事務事業以外は、民間に委ねる領域を拡大し、積極的に推進する。
- ✓ 広域的な観点から、各地域・団体の事情やニーズに応じた形で、市町村との連携や必要な支援を進める。
- ✓ 行政サービスの単なる受け手ではなく、公共サービスの担い手として県民参加を促進する。

主要取組事項

- 5 民間活力の活用
- 6 地方分権と自治体間の連携の推進
- 7 地域との連携・協働の推進

(3) たゆまぬ見直しで持続できる財政運営

県が果たすべき役割、行うべき仕事は何かについて、常に根源的に問い直し、しっかりと見定めた上で、そこに経営資源を集中する（選択と集中）。

県の果たすべき役割の明確化

行政は原則として、民間では提供できないサービスや、社会のセーフティネットとして必要なサービスを提供する。

行政の中で、国・県・市町村の役割を明確にし、全体として効果的・効率的に行政サービスを提供する。

- ✓ 事業の成果と課題をしっかりと検証した上で積極的に見直す「P D C Aサイクル」を徹底する。
- ✓ 民間の経営手法に学ぶ。
 - 問題点があれば即座に原因を追求（「見える化」）し、見直し・改善
 - 仕事のプロセスを見直し、ムダを排除

主要取組事項

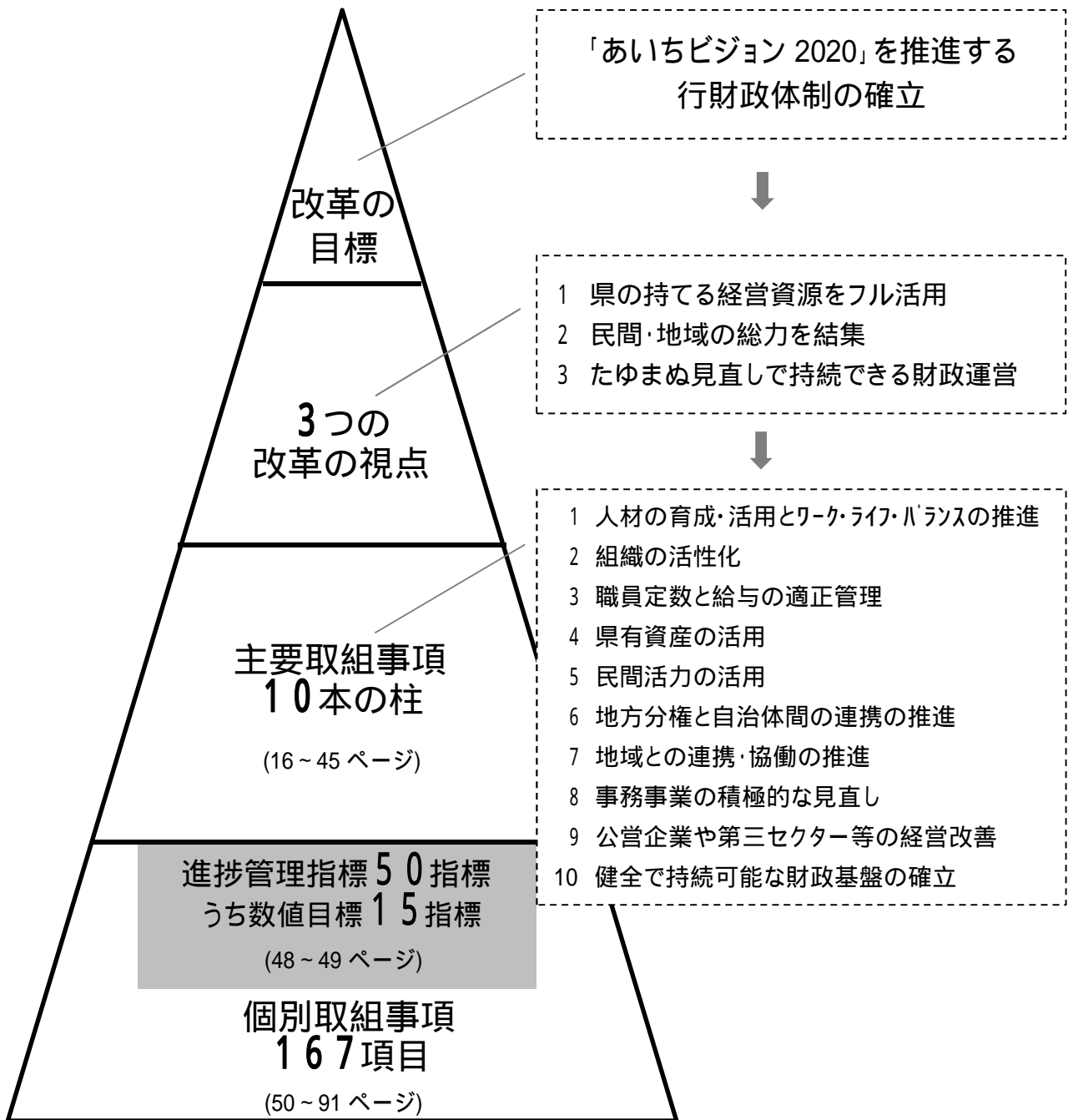
8 事務事業の積極的な見直し

地域づくりをリードし、多様な県民ニーズに応え続けられるよう、健全で持続可能な財政基盤の確立を目指す。

- ✓ 公営企業や、県が出資する法人などの経営状況は、県財政、ひいては県民の負担に影響を及ぼす可能性があることから、その健全かつ自律的な経営を促進する。
- ✓ 歳入の最大限の確保を図るとともに、今ある仕事を徹底的に見直し、臨時的・緊急避難的措置に頼らない予算編成を目指す。
- ✓ 健全で持続可能な財政基盤の確立に向け、中期的な視点に立った目標を掲げて財政運営を行う。

主要取組事項

- 9 公営企業や第三セクター等の経営改善
- 10 健全で持続可能な財政基盤の確立



主要取組事項 10本の柱

1 人材の育成・活用とワーク・ライフ・バランスの推進

これまでの成果と課題

- 職員は、行政サービスの要であり、貴重な経営資源である。
これまでの継続的な定数削減によって組織がスリム化する中、県民ニーズに的確に対応するため、人材育成ビジョンの見直しや人事評価の一般職員への導入に取り組んできた。今後も、個々の職員のモチベーションを維持・向上させながら、組織として人材の力がフルに活かされるように、さらなる人材の活用に戦略的に取り組んでいく必要がある。
- 人材を最大限活用するためには、職員の能力を育成するとともに男女・世代を問わず、多様な人材が組織の中で力を十分発揮できるような環境づくりが重要である。今後さらなる活躍促進が期待される女性を含む全ての職員が働きやすい職場環境となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に、積極的に取り組んでいく必要がある。

あいち人材育成ビジョン【改訂版】の概要

「めざす職員像」

1 自ら考え行動する職員

広い視野から主体的に考え、スピード感と改革意欲を持って行動する職員

2 行政のプロフェッショナル職員

高い専門能力と幅広い知識を有するとともに、県民全体の奉仕者としての自覚をしっかりと持ち、公務を担う責任感と使命感を常に意識しながら行動できる職員

3 組織力の向上に貢献する職員

職員一人ひとりが組織の一員であることを強く意識し、組織で仕事に取り組む「組織力の向上に貢献する」職員

人材育成の基本指針 ～人材育成の3本の柱～

1 専門能力を高めつつ、自ら成長し続ける「職員」づくり

- (1) 「行政のプロ」としての基礎づくり
- (2) 専門能力を高める取組み
- (3) 人事評価制度の積極的な活用とキャリア形成支援
- (4) 挑戦する職員を支援する取組み

2 組織力の向上に貢献し、能力をフルに発揮する「職員」づくり

- (1) 組織の一体感を高める取組み
- (2) OJT強化のための取組み
- (3) 組織管理者の能力向上支援
- (4) ダイバーシティ推進の取組み
～多様な人材の活躍による組織力の向上～

3 働きやすく、風通しのよい「職場環境」づくり

- (1) 良好な職場環境推進への取組み
- (2) 仕事と家庭の両立支援
- (3) 職員のメンタルヘルスの取組み

取組の内容

(育成)

- 平成 24 年 3 月に策定したあいち人材育成ビジョン（改訂版）に基づき、ビジョンに掲げる「めざす職員像」に向けて職員の意識改革を進め、専門能力を高めるとともに、個々の職員の力を束ねた組織力のより一層の向上を図る。
また、高い専門能力や経験・熟練を有する職員を効果的に育成する仕組みを検討する。
- 全ての職員が人材育成の一翼を担うことを明確にし、組織全体として「人づくり」に積極的な風土を目指す。
- 若手職員を中心に、県行政の枠を超えた幅広い見識や視野を身につけるため、民間企業や国等への派遣を推進するとともに、民間企業等からの人材の受入れを推進するなど、相互の人事交流を促進する。
また、外部機関への派遣を行うに当たっては、派遣先業務における課題や役割を明確にし、人材育成面でより成果が上がるような取組を推進する。

(能力・実績に基づく人事管理)

- 職員の意欲を高め、その能力を最大限に発揮させるとともに、組織の力を最大限に引き出すため、引き続き、人事評価制度を活用した能力及び実績に基づく人事管理を推進する。

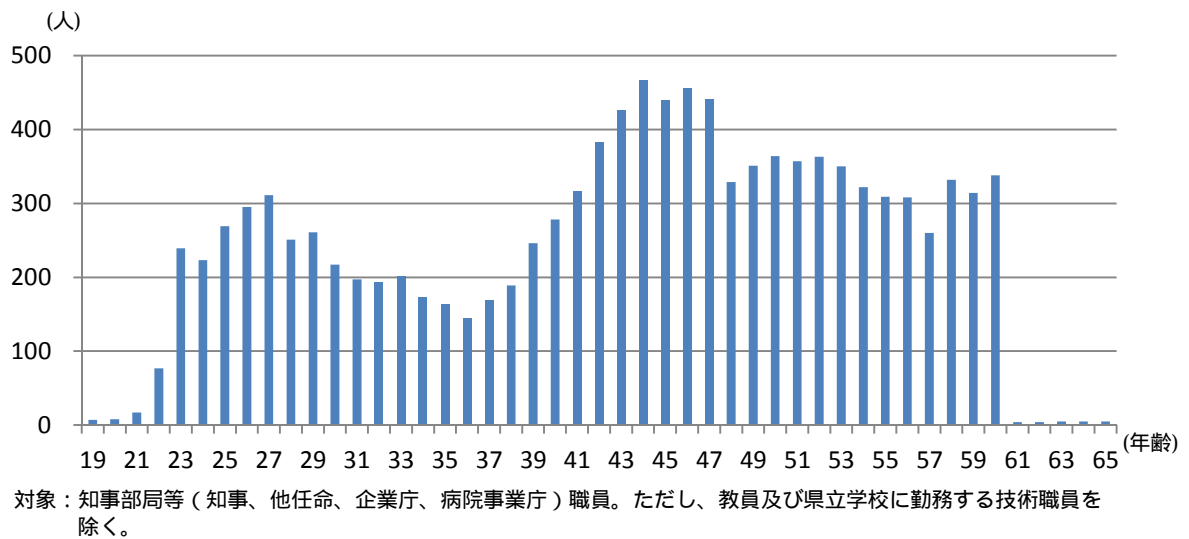
(モチベーションの維持・向上)

- 職員のモチベーションを維持・向上する環境づくりは、職員ひいては組織が十分に能力を発揮するためには極めて重要である。
そこで、業績だけでなく、がんばり度を含めて評価する「人事評価制度」の定着・活用や、「やりたい仕事挑戦制度」の推進、職員の意欲向上や職場の活性化に資する「グッドジョブ運動」の促進など、職員が高いモチベーションをもって仕事に取り組むことができる環境づくりにさらに取り組んでいく。

(採用)

- 本県職員の年齢構成は、平成 10 年代前半頃に採用を大きく抑制してきた影響で、30 代職員が極端に少ないなどの偏りが生じており、さらに少子化の進展に伴い新規学卒者の減少が見込まれることから、将来を見据え、今後は新規採用を一定数確保して安定した組織構成とするよう努めるとともに、様々な行政課題に的確に対応できる優秀な人材の獲得に努める。
- 民間企業等で培った優れた技能・知識を持つ人材を積極的に採用することで、民間で培った専門性を公務に活用するとともに県庁組織の活性化を図る。

愛知県職員の年齢構成（平成 26 年度）



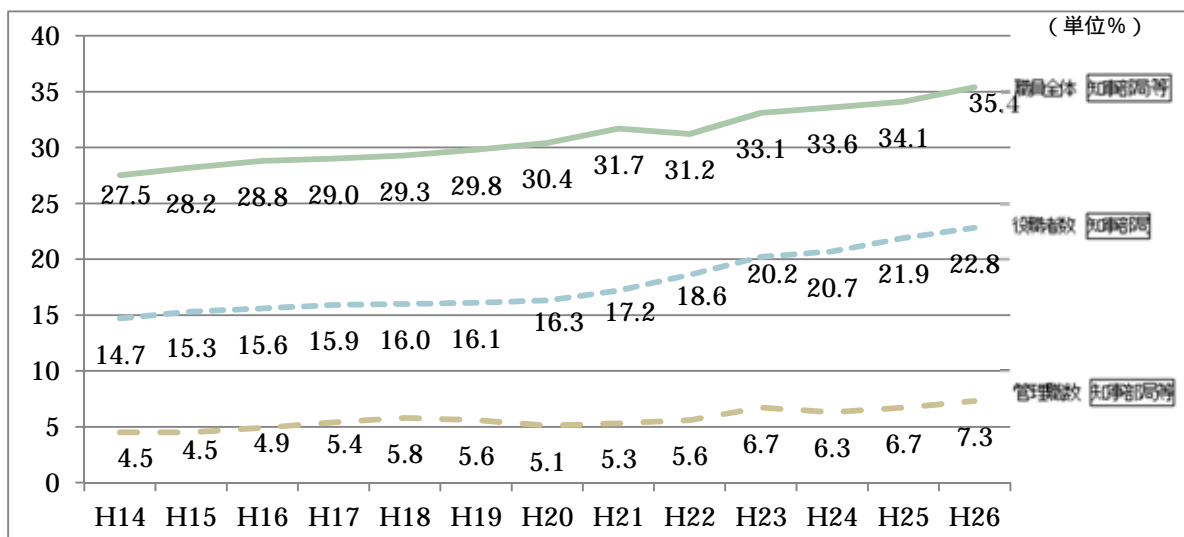
（女性の活躍促進）

- 昭和 61 年の「男女雇用機会均等法」の施行後、本県においても「あいち女性プラン」を策定し、県の管理職等への女性登用を積極的に進めてきた。

女性職員の割合は、平成 26 年度で 35.4%と着実に高まってきており、主査級以上の役職者として女性職員が活躍する場が増える一方、政策・方針決定過程への参画という意味では、管理職として活躍する女性職員は増えつつあるものの、まだまだこれからという段階である。

若年層の女性の割合が高くなるなか、育児など家庭生活との両立を図りながら働く女性職員が増えてきており、こうした女性職員の一層の活躍を促すことにより、これからの県組織の活性化や多様化する県民ニーズに対応した行政展開が期待される。

職員全体、役職者、管理職に占める女性の割合の推移



知事部局・・・知事部局 + 病院事業庁 知事部局等・・・知事部局 + 他任命権者（警察部局、教員を除く）

- そこで、平成 26 年 2 月に策定した「女性職員の活躍促進に向けた取組指針」に示した「取組の方向」に沿って、キャリア支援や、管理職及び役職ポスト等への登用などについてその具体化を進め、男性職員と同様に女性職員が県行政のあらゆる分野で活躍する組織を目指す。

女性職員の活躍促進に向けた取組指針の概要

1 女性職員のキャリア支援と登用

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 愛知県職員を志望する女性を増やす | (2) さらなる職域の拡大を図る |
| (3) 積極的なキャリア支援に努める | (4) 女性職員の管理職・役職者への登用を進める |

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 職場環境等を整備する | (2) 管理職員や同僚職員の意識の向上を図る |
| (3) 人事制度による組織風土の醸成を図る | |

(ワーク・ライフ・バランス)

- 職員のワーク・ライフ・バランスを実現するためには、まず、長時間勤務を良しとする気風を改める必要がある。時間外勤務の縮減や年次休暇の計画的な取得促進に向けて、職員の意識改革や業務のさらなる効率化など、より実効性の高い方策を検討し、総勤務時間の縮減を図る。
- 人事評価制度において、平成 26 年度からワーク・ライフ・バランスを実践する行動を取りつつ仕事上の役割を果たした職員や、効率的に仕事を進め成果を上げた職員を積極的に評価する仕組みを導入したところであり、こうした取組の定着・活用を図っていく。

(メンタルヘルス)

- 職員のこころの健康を維持するため、ストレス関連疾患の発生予防や早期発見・早期治療の充実を図るとともに、円滑な職場復帰と再発防止に向けた支援を適切に行うなどの総合的なメンタルヘルス対策に取り組む。

2 組織の活性化

これまでの成果と課題

- 本庁組織は政策調整機能の強化等の観点から平成 18 年度に、地方機関は市町村合併の進展等を踏まえて平成 20 年度に大きく見直したが、この体制が概ね定着しており、所期のねらいも概ね効果を上げているものと考えられる。
 そうした中でも、平成 26 年 3 月に「あいちビジョン 2020」を策定したことを踏まえ、これからの地域づくりを推進するための組織体制を整備する必要がある。
 また、引き続き、新しい行政ニーズに的確に対応できるよう柔軟に組織・機構を見直すとともに、新しい仕事に果敢にチャレンジする組織風土を醸成する必要がある。
- 試験研究機関については、成果を重視しながら、より効果的・効率的な運営を図る必要がある。

主な組織・機構の見直し

本 庁	地方機関
H12 本庁部制再編 11 部 1 直轄 8 部 (出納機関及び国際博推進局を除く) H15 防災局の設置 H16 病院事業庁の設置 H18 本庁組織の見直し 知事政策局の設置 地域安全課、多文化共生推進室の 設置、担当局の設置 等	H14 地方機関再編 県事務所の再編(9 7) 保健所、児童相談センターの県事務所への統合等 H20 地方機関の見直し 県事務所の見直し (7 3 県民事務所 + 山村振興事務所) 福祉相談センターの設置 保健所の見直し 等
H25 出納事務局の組織見直し	H24 東三河総局の設置

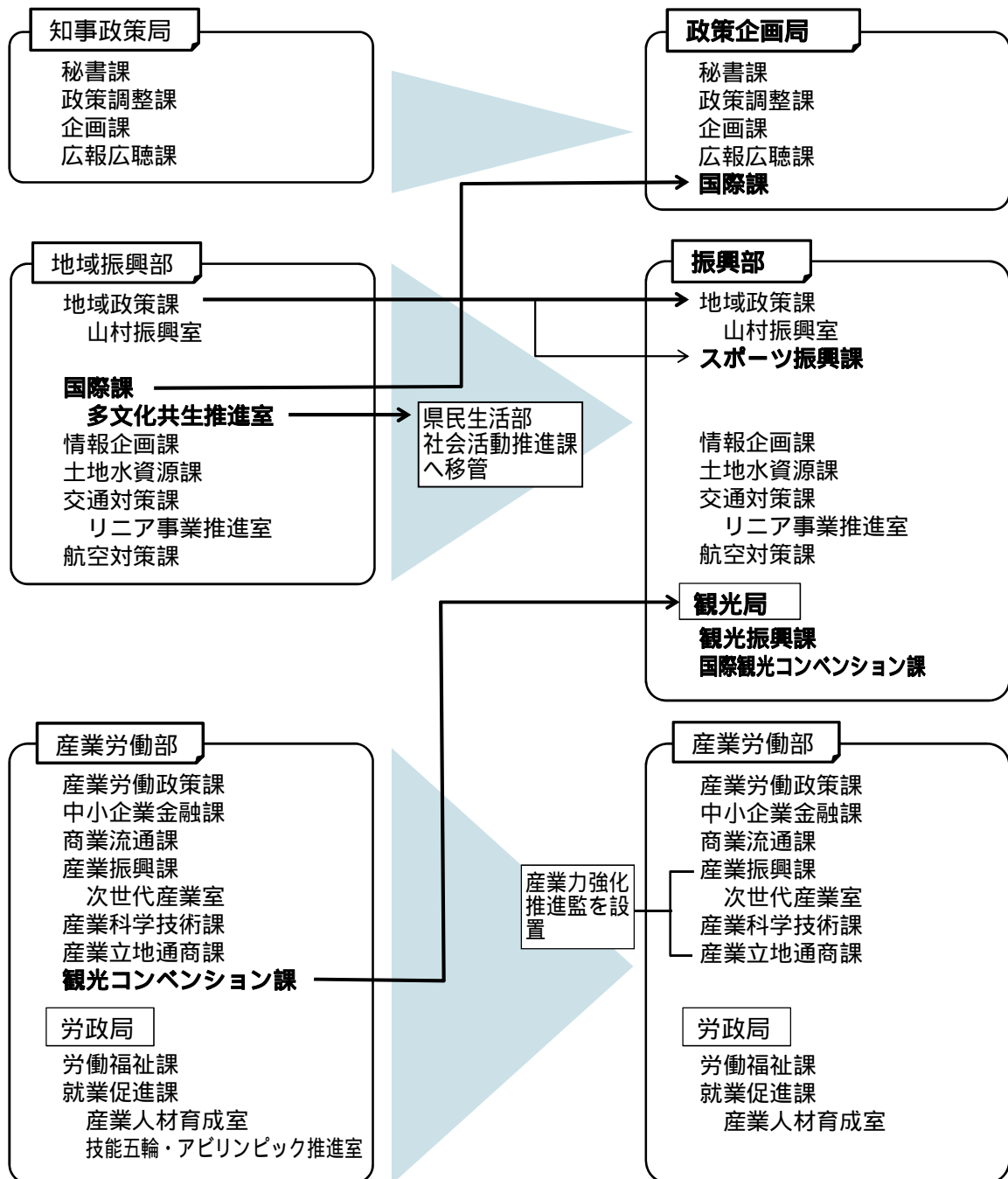
取組の内容

(本庁組織)

- 「あいちビジョン 2020」に位置づけた重要施策を推進するにふさわしい組織体制を整備する。
- 東京オリンピック開催やリニア中央新幹線開業を見据え、特に、中京大都市圏づくりやグローバル展開、観光・スポーツなど世界から人を惹きつけるための重要プロジェクト、日本の成長をリードする産業の革新・創造拠点の形成を、スピード感を持って戦略的に推進していくため、平成 27 年度から本庁組織の一部を見直す。

本庁組織の見直し内容（見直し後の部局名・課名は仮称）

- 1 中京大都市圏づくりやグローバル展開の推進 **政策企画局の設置**
 世界の中で存在感を発揮できる中京大都市圏づくりやグローバル展開などの政策を、
 全庁を挙げて戦略的に推進するために、現行の「知事政策局」の組織を拡充して
 「政策企画局」を設置する。
- 2 世界から人を惹きつけるための重要プロジェクトの推進 **振興部の設置**
 東京オリンピック開催・リニア開業を見据え、この地域の交流拠点性をさらに高めて
 いくために、現行の「地域振興部」を改組し、「観光」や「スポーツ」を含む重要プロ
 ジェクトを、相互の連携を図りながら総合的に推進する「振興部」を設置する。
- 3 日本の成長をリードする産業の革新・創造拠点の形成 **産業労働部の体制強化**
 次世代自動車を中心とした自動車産業の高度化、航空宇宙、ロボットや環境・新エネ
 ルギーなど次世代産業の育成・振興、企業や研究機関の国内外からの誘致促進など、本
 県の産業競争力をより高める政策を重点的に推進するために、「産業労働部」の体制を
 強化する。



- 引き続き、新しい行政ニーズに対応できるよう、柔軟に必要な見直しを行っていく。
- 重要な政策課題について、複数の部局にわたる総合的、一体的な検討・立案が必要な場合には、プロジェクトチーム方式を積極的に活用し、関係部局の職員が目標を共有しながら、より迅速かつ柔軟に、集中的に対応する。

(地方機関等)

- 地方機関については、県民ニーズに対応しながら、地方分権の進展や、県と市町村の役割分担などの状況を踏まえ、そのあり方を随時見直す。
- 東三河地域の地方機関で構成する「東三河県庁」においては、担当副知事のもと、各機関の専門性やスピード感を生かしつつ、部局横断的にネットワーク化された推進体制、総合調整機能の強みを発揮し、地元の意向を的確に把握しながら、市町村・経済団体等との連携強化、広域的取組の加速化等に取り組む。
- 県内 8 か所の「県民生活プラザ」において県が提供してきた、消費生活相談、県民相談、旅券発給等の業務については、県と市町村の役割分担等の観点からサービス提供のあり方を見直し、平成 27 年 4 月に「消費生活総合センター」、「県民相談・情報センター」、「旅券センター」等に再編する。(平成 31 年 4 月における最終的な再編に向け、市町村等と調整を図りながら段階的に移行する。)
- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第 4 次一括法)」に基づき、平成 29 年度から県費負担教職員の給与負担等を名古屋市へ移譲し、名古屋給与事務所を廃止する。

(試験研究機関)

- 県が設置する試験研究機関は、ニーズ発掘から、研究開発、技術の普及まで、地域の社会経済の発展に重要な役割を担っている。

そこで、各機関の役割や特性に応じて、試験研究の目標を掲げた上で実績評価を行う P D C A サイクルを確立するとともに、必要な組織体制の見直しや、外部資金の積極的な活用など、効果的・効率的な運営に努めていく。

また、知的財産の保護、活用に引き続き取り組む。

県が設置する試験研究機関

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・環境調査センター ・心身障害者コロニー発達障害研究所 ・農業総合試験場 ・森林・林業技術センター | <ul style="list-style-type: none"> ・衛生研究所 ・あいち産業科学技術総合センター ・水産試験場 ・がんセンター研究所 |
|--|--|

3 職員定数と給与の適正管理

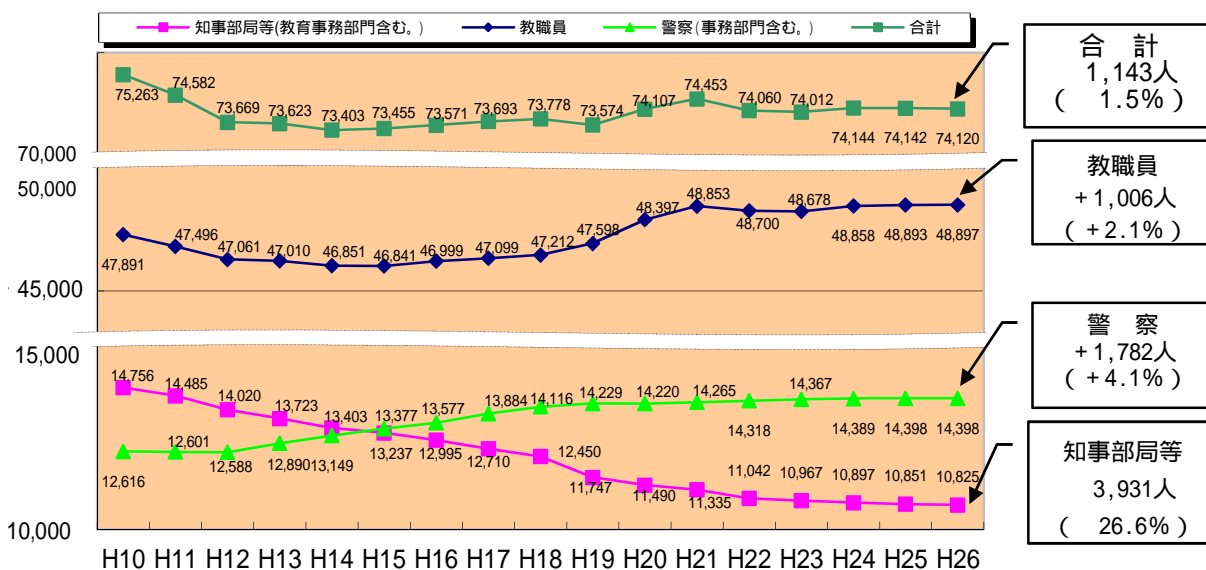
これまでの成果と課題

- 平成 11 年度以降、事務事業の廃止・縮減、民間委託、事務の合理化などにより、職員定数の削減を継続的に進めてきた。特に、知事部局等及び教育の事務部門の定数は、他の都道府県と比較してもトップレベルの削減を進めた結果、平成 10 年度の 4 分の 3 以下になっている。

また、人口 10 万人当たりの職員数は、全国で 5 番目に少なく、既に相当にスリムな体制を構築しているといえる。これからは、限られたマンパワーをさらに効果的に配置するとともに職員が十分に能力を発揮することで、一層高度化・複雑化する行政課題に対応していく必要がある。

- 給与制度については、社会情勢の変化に対応した不断の適正化を図っていく必要がある。

職員定数の推移



取組の内容

(職員定数)

- 知事部局等及び教育の事務部門、教職員、警察の各部門の特性に応じて、以下のとおり定数管理を実施していく。

「知事部局等及び教育の事務部門」

- ✓ 「あいちビジョン 2020」の政策課題を始め、重要施策を推進するため必要な人員を確保しながら、これまでスリム化してきた成果を後戻りさせることのないよう、引き続き事務事業の廃止・縮小、民間委託、事務処理方法の改善などに取り組み、適切な人員配置に努める。

「教職員」

- ✓ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員については、引き続き、児童生徒数の動向や教育課題への対応を踏まえて、教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置に努める。

「警察」

- ✓ 警察官については、治安の維持や多様化する犯罪等への的確な対応のために必要となる人員の適切な配置に努めるとともに、引き続き組織・人員の効率的運用や業務の合理化に取り組む。

また、警察官以外の警察職員については、組織・人員の効率的運用や業務の合理化などにより、適正な職員配置に努める。

(給与)

- 民間給与との均衡を図ることを基本とする人事委員会勧告を尊重して、引き続き給与の適正化に努める。

なお、平成 26 年 10 月に、本県人事委員会は、給料と地域手当の配分見直しや国に準じた給与制度の総合的見直しなどを勧告した。この勧告内容を尊重し、給与制度の適正化に取り組む。

給与等に関する報告及び勧告のポイント（平成 26 年 10 月 7 日 愛知県人事委員会）

【給与制度の総合的見直し】

国との均衡を図るため、地域手当を段階的に引き上げ、給料を引き下げ

給料及び地域手当の配分の見直し

給与に占める給料の割合が高いことから、国家公務員等との均衡を考慮して給料と地域手当の配分を見直す。

国の給与制度の総合的見直しに伴う見直し

給料表を人事院が引下げ勧告した俸給表を基本に改定し、地域手当を国の級地区分等の見直しを受けて引き上げる。

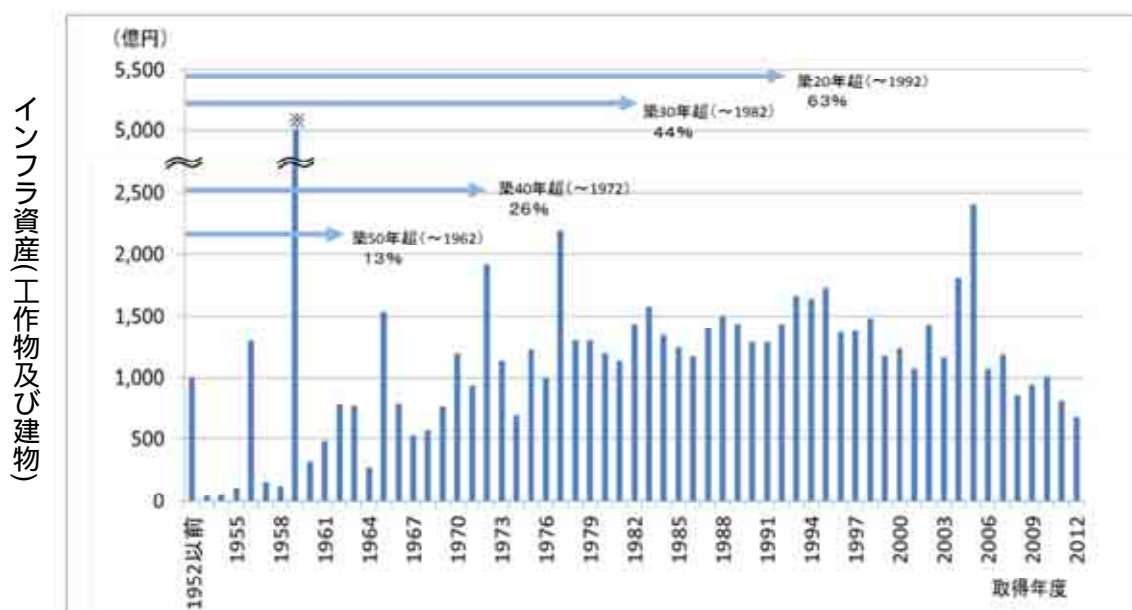
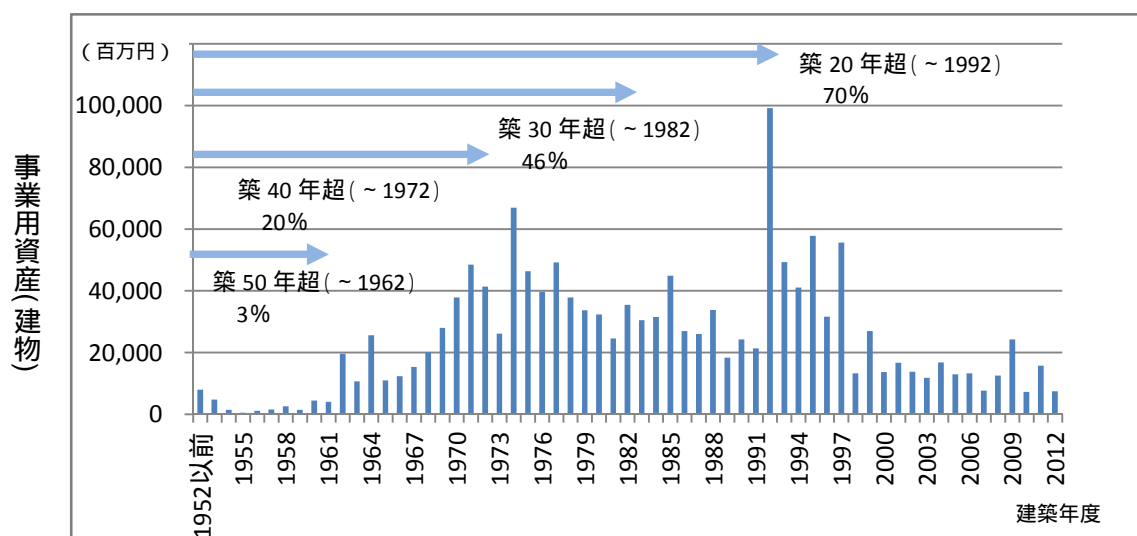
- 社会情勢の変化に対応するよう、引き続き各種手当等の適正化に取り組む。

4 県有資産の活用

これまでの成果と課題

- 本県では、平成 25 年度から複式簿記・発生主義による新公会計制度を導入し、貸借対照表や固定資産台帳等を作成することにより、本県が保有する資産情報の詳細を把握した。
庁舎や公の施設などからなる事業用資産のうち、建物は約 1.5 兆円、道路や河川などのインフラ資産のうち、工作物及び建物は約 7.3 兆円あるが、この半数近くが築 30 年を経過するなど、老朽化が進んでいる。長期的な利活用最適化の観点から、県有施設の老朽化対策等に取り組む必要がある。
- 公の施設については、県民ニーズに不断に対応しながら、効果的・効率的な管理運営を行う必要がある。

建築（取得）年度別再調達価額（平成 25 年 3 月 31 日現在）



※ この年に道路台帳の整備を実施し、多くの道路の取得年次を設定したことによる突出

取組の内容

(老朽化対策)

- 県有施設全般についての老朽化対策の基本方針として、平成 26 年度中に「県有施設利活用最適化に係る基本的方向性（仮称）」を策定する。
これに基づき、県民の安全・安心を第一としつつ、予防保全型の維持管理による長寿命化を推進し、経費を最大限軽減・平準化するための仕組みを順次導入する。

県有施設利活用最適化に係る基本的方向性のイメージ

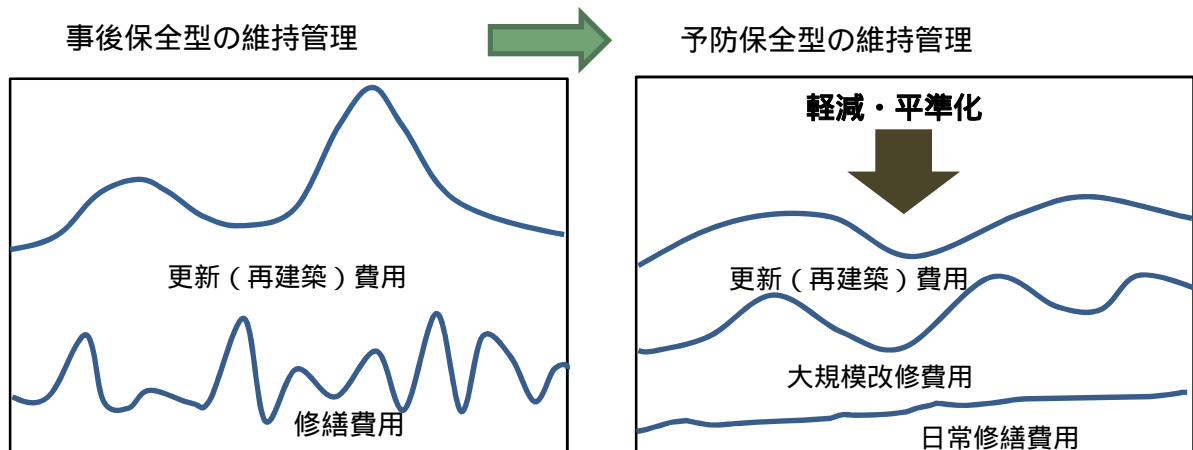
基本的な方針・方策

「安全・安心の確保を最優先」と「維持・更新に係る経費の軽減・平準化」の方針のもとで、適切な点検・診断・修繕等を行うメンテナンスサイクルの構築、予防保全型維持管理の導入、施設総量の適正化等の方策を推進する。

具体的な取組方針

点検・診断等、 維持管理・修繕・更新等、 安全確保、 耐震化、 長寿命化、
規模の適正化、 体制の構築

経費軽減・平準化のイメージ



(土地・建物)

- 三次にわたり策定した「県有施設利活用・保守管理プログラム」等に基づき、庁舎等の集約・移転を進めるほか、社会状況の変化を踏まえ、役割を終えた施設については廃止・集約化するなど、資産規模の適正化を図る。
その結果、余剰となった資産は、売却・貸付を行うなど、積極的に民間開放していく。
- 現に使用している行政財産を含め、県有財産の余裕スペースの有効活用を図る取組を拡大・推進する。また、財産の有効活用に関する民間事業者からの提案について、情報の集約、先進事例に関する情報の共有を図り、より一層活用していく。

県有施設利活用・保守管理プログラム

(庁舎等の中長期的な利活用の方向性や集約・移転などの対応策)

	第1次分 (H24年2月)	第2次分 (H25年2月)	第3次分 (H26年3月)	計
対象施設数	16	16	2	34
引き続き活用	9 (愛知県高辻センター等)	9 (三の丸庁舎等)	1 (海部総合庁舎)	19
廃止	7 (名古屋南部県税事務所高辻庁舎等)	7 (産業貿易館本館等)	1 (農業総合試験場特産野菜研究室)	15
15年間の効果額	16.8億円	64億円	2.2億円	83億円

- 光熱水費や清掃・保守管理費といった建物の維持管理費について、新公会計制度によるコスト情報を活用したベンチマーキング(類似施設間比較)を行うなど、適正化を推進する。

(公の施設)

- 公の施設の見直しについては、従来からの、民間との競合、県としての存置の意義、利用率などの観点に加え、新公会計制度により精緻に把握したコスト構造や、敷地・施設の活用状況も踏まえた総点検を行う。
その結果を活用して、管理運営の効率化やサービス水準・利用率の向上を図るとともに、必要に応じて、廃止・民営化・地元移管や、運営形態の見直しを進める。

公の施設の点検の視点

これまでの視点	<ul style="list-style-type: none"> 民間と競合していないか <ul style="list-style-type: none"> ・ 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設など 県としての存置の意義が薄れていないか <ul style="list-style-type: none"> ・ 先導的役割が終了した施設 ・ 市町村施設と競合している施設 ・ 民間事業者に移譲可能な施設 ・ 利用者の大半が所在市町村の住民である施設 県民に利用されているか <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数の動向 ・ 利用率の動向 ・ 利用者層の分析(地元市町村に偏在、特定団体に偏在)
新たな視点	<ul style="list-style-type: none"> コストは適正か <ul style="list-style-type: none"> ・ コスト総額 ・ 利用者一人当たりコスト = あるべき利用料金に相当 ・ 受益者負担率 施設の老朽化の状況 資産の有効利活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地・建物の面積・評価額 ・ 遊休資産はないか

- 今ある公の施設については、常に県民・利用者のニーズにあったサービスが提供できるよう努め、利用拡大を図る。

そのために、施設運営の企画段階から県民・利用者の参画をさらに推進する。

指定管理者制度導入施設については、従来から行っている施設所管課や指定管理者によるモニタリングに加え、外部有識者等によるモニタリング結果の検証・評価の導入を検討する。

公の施設一覧（平成26年4月1日現在）

所管部局		直営施設		指定管理者制度導入施設		
総務部	1	公文書館	1		0	
地域 振興部	5		0	3ふれあい広場（東・ 守山・緑大高）	奥三河総合センター 愛知県名古屋飛行場 （県営名古屋空港）	5
県民 生活部	3	陶磁美術館	1	女性総合センター（ウィル あいち）	愛知芸術文化センター	2
環境部	4		0	3自然公園施設（茶臼山・ 面ノ木・伊良湖休暇村公園 施設）	弥富野鳥園	4
健康 福祉部	12	心身障害者コロニ ー 愛知学園 2看護専門学校 （総合・愛知）	4	心身障害児療育センター 第二青い鳥学園 南知多老人福祉館 青い鳥医療福祉センター 明生会館	2こどもの国（愛知こ どもの国、海南こども の国） あいち健康の森健康科 学総合センター（あい ち健康プラザ） 児童総合センター	8
産業 労働部	11	技術開発交流セン ター 6高等技術専門校 （名古屋・岡崎・ 一宮・窯業・高浜・ 東三河）	7	産業労働センター 犬山国際ユースホテル 愛知勤労身体障害者体育 館	尾西勤労青少年福祉セ ンター	4
農林 水産部	7	農業大学校 あいち海上の森セ ンター	2	森林公園（ウッドフレンズ 森林公園ゴルフ場・ゴルフ 場以外） 愛知県民の森	昭和の森 緑化センター 植木センター	5
建設部	15		0	12都市公園（熱田神宮・ 高蔵・朝宮・新城総合・あ いち健康の森公園、小幡・ 大高・牧野ヶ池・木曾川祖 父江緑地、尾張広域緑道、 東三河ふるさと公園、愛・ 地球博記念公園）	豊田自動織機 海陽ヨ ットハーバー 下水道科学館 大塚海浜緑地	15
病院 事業庁	3	がんセンター 城山病院 あいち小児保健医 療総合センター	3			0
教育 委員会	11		0	体育館 スポーツ会館 三幸・スポーツマックス愛 知県武道館 野外教育センター 2総合運動場（岡崎・一宮）	口論義運動公園 総合射撃場 青年の家 2少年自然の家（美 浜・旭高原）	11
合計	72		18			54

本表には、宿泊施設、公園、社会福祉施設など幅広く一般県民が利用する施設を掲載した。県営住宅、道路、上下水道なども地方自治法上の公の施設であるが、施設の性格が異なることから、本表には含んでいない。

指定管理者制度導入施設は、本表の54施設のほか、本表に含まない流域下水道などで導入していることから、合計75施設ある。

5 民間活力の活用

これまでの成果と課題

- 県が実施すべきサービスの提供に民間活力を活用することは、効率的なサービス提供はもとより、サービス水準の向上や、民間の事業機会の拡大を通じた地域経済の活性化にも寄与するものである。

定型的業務や現業的業務を中心とした民間委託、施設の設計・建設・運営を一貫して行うPFI、公の施設の管理運営を行う指定管理者制度など、事務事業の性質に応じて、民間の知識・ノウハウを適切に活用していくことが必要である。

取組の内容

(民間との連携)

- 地域における公共サービスを担う、様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされたサービスについても、可能な限り民間の活力を活用する。民間委託、PFI、指定管理者制度、定期借地権など各種の手法を検討し、さらなる民間活力の導入を推進していく。

なお、県は事業者と十分に意思疎通を図りつつ、公共サービスの質の維持・向上について、主導的な役割を果たしていく。

(民間委託)

- 県が実施すべきサービスについて、効率的な提供や内容・水準の向上等、民間委託の効果が期待できる以下のような業務については、積極的に民間委託を推進する。
 - ・ 定型的又は大量の業務
 - ・ 専門知識や技術、設備を必要とする業務
 - ・ イベント、研修会、講習会等の企画運営業務
 - ・ 施設の管理運営業務
 - ・ 集約化によりスケールメリットが見込まれる業務
 - ・ その他サービス向上やコスト縮減が期待できる業務

(PFI)

- 公共施設等の設計・建設・運営(維持管理)を、一貫して民間が担った方が効率的と認められる事業について、改訂「愛知県PFIガイドライン」に基づき、引き続きPFIの導入を進める。

- 愛知県道路公社が管理する有料道路について、コンセッション方式を導入し、公社が民間事業者に対して運営権の一部を付与する。

P F I

公共施設等の設計・建設・運営（維持管理）を民間の資金や経営能力、技術的能力などを活用して行う事業手法

事業者選定	区 分	導 入 事 業
H16	実施 運営中	・愛知県森林公園ゴルフ場
H17		・愛知県産業労働センター ・知多浄水場始め4浄水場排水処理施設
H22		・豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設
H26	実施方針 公表済	・犬山浄水場始め2浄水場排水処理施設 ・豊川浄化センター汚泥処理施設等
-	実施準備中	・環境調査センター、衛生研究所
	導入検討中	・運転免許試験場

コンセッション方式

公共施設等について、施設の所有を自治体・公社等が保持したまま、一定期間の運営権（事業を営業する権利）を民間事業者に付与し、民間事業者が施設の運営を行う事業手法

（指定管理者）

- 公の施設の管理運営を民間事業者等が担う指定管理者制度について、施設が現在整備途上にあるなどの理由で、経過措置として任意指定としている施設については、平成 27 年度以降、原則、その理由がなくなったものから順次、公募により選定する。

また、現在県直営としている施設についても、指定管理者制度の導入を含め、より効果的・効率的な運営のあり方を検討する。

6 地方分権と自治体間の連携の推進

これまでの成果と課題

- 地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることを基本に、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。

これまでの4次にわたる一括法などにより、地方への事務・権限の移譲や法令による義務付け・枠付けの見直しが進められてきたが、平成26年度からは、地方の発意に根ざした改革を推進するため、「提案募集方式」が新たに導入され、本県からは、平成26年7月にハローワークの全面移管などの提案を国に提出している。

今後とも、さらなる地方分権改革の推進に向けて、全国知事会などとも連携しながら、国へ働きかけを行うなど、積極的な取組が必要となる。

- 県内市町村は、市町村合併や地方分権の取組による体制整備が進んだ一方で、団体によっては、今後人口減少が進むなどの課題を抱えている。

これまで本県では、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が最大限に力を発揮できるよう、権限移譲を積極的に進め、成果を上げてきた。

今後も、各地域や団体の自主的な取組に対して、連携や支援を適切に進める必要がある。

取組の内容

(地方分権)

- 全国知事会と連携した地方分権改革の提言、職員の意識改革、市町村との連携強化などに取り組む。

地方分権改革に関する提案募集等を活用して、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、国へ働きかける。

また、地方分権や地方分権の究極の姿である道州制に関する調査研究、情報発信及び啓発活動による気運の醸成を図る。

(市町村)

- 地方自治法の改正に伴う新たな広域連携制度等に関する情報提供を行うとともに、広域連携を検討する市町村に対しては、積極的な支援を行う。

広域連携制度

事務の一部を共同して処理する「一部事務組合」、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理する「広域連合」などの制度がある。

平成26年の地方自治法改正により、他の自治体と連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める「連携協約」制度、事務の一部を当該自治体の名において他の自治体に管理・執行させる「事務の代替執行」制度が創設された。

- 県が設定した移譲モデルに沿って市町村が策定した移譲計画(平成 25～27 年度)に基づき、権限移譲を着実に実行し、定着を図るとともに、計画期間終了後も、例えば、広域連合を設立し権限移譲の受け皿とするなどの、各地域や団体の自主性に基づく取組を支援していく。

移譲モデルに基づく市町村への権限移譲

	H25	H26	H27(見込)	計(見込)
移譲事務の延べ数	43	38	81	162

7 地域との連携・協働の推進

これまでの成果と課題

- 公共サービスの提供を地域全体で支えていく姿を目指して、民間企業、NPO、大学等との協働・連携を推進してきた結果、各分野の様々な取組に広がりを見せている。
特に、地域住民に密着したニーズに対しては可能な限り民間企業、NPO、地域団体等が応えていくことが求められており、これまでの実績・成果をさらに普及・定着させていく必要がある。
また、県は広域的な観点から、主にコーディネート役として、各主体の連携・協働をより一層促進し、支援していく必要がある。
- 行政情報は県民の共有財産であり、地域の各主体が公共サービスの企画・提供に参画したり、連携・協働を図っていくための基盤ともなる。県が保有する情報を県民・企業等が利用しやすい形で開放していく必要がある。

NPOとの協働事業件数



取組の内容

(NPO)

- NPOや大学、企業等、多様な主体との協働をさらに深化させるため、様々な課題等に応じて協議の場を設置する。
- NPOと県・市町村の職員で構成する「NPOと行政の協働に関する実務者会議」の活用などにより、より質の高い協働を実施するための改善策等を研究・提案する。
- コーディネート力向上のための研修、協働の促進に向けた部局横断的な取組など、行政職員のレベルアップを図るとともに、NPOの組織力向上に係る支援を推進する。

(大学)

- 様々な分野で、大学の有する専門的な知識や、学生の活力を活用していくため、

県と大学との連携や、そのための意見交換を積極的に推進する。

また、引き続き、県の職場へのインターンシップの受入れに取り組む。

(県民・企業等)

- 県民の参加による会議・イベント・施設の企画・運営など、県民・地域団体等との連携・協働を推進する。
- 企業が自ら行う社会貢献活動との連携を引き続き推進する。

(オープンデータ・ビッグデータ)

- 県が保有する様々な行政情報を二次的に加工しやすい形で民間に開放(オープンデータ)し、自由に活用してもらうことで、社会的な課題解決や、地域経済の活性化に寄与する。
- 県が保有する各種統計データの活用とともに、民間が保有するビッグデータを県が活用することで、県民サービスの質的向上につなげる。

8 事務事業の積極的な見直し

これまでの成果と課題

- 本県では、平成 14 年度から行政評価を導入するなど、全庁に約 2,000 以上ある事務事業を単位とした P D C A サイクルを構築し、事務事業の見直しに効果を上げてきたところである。

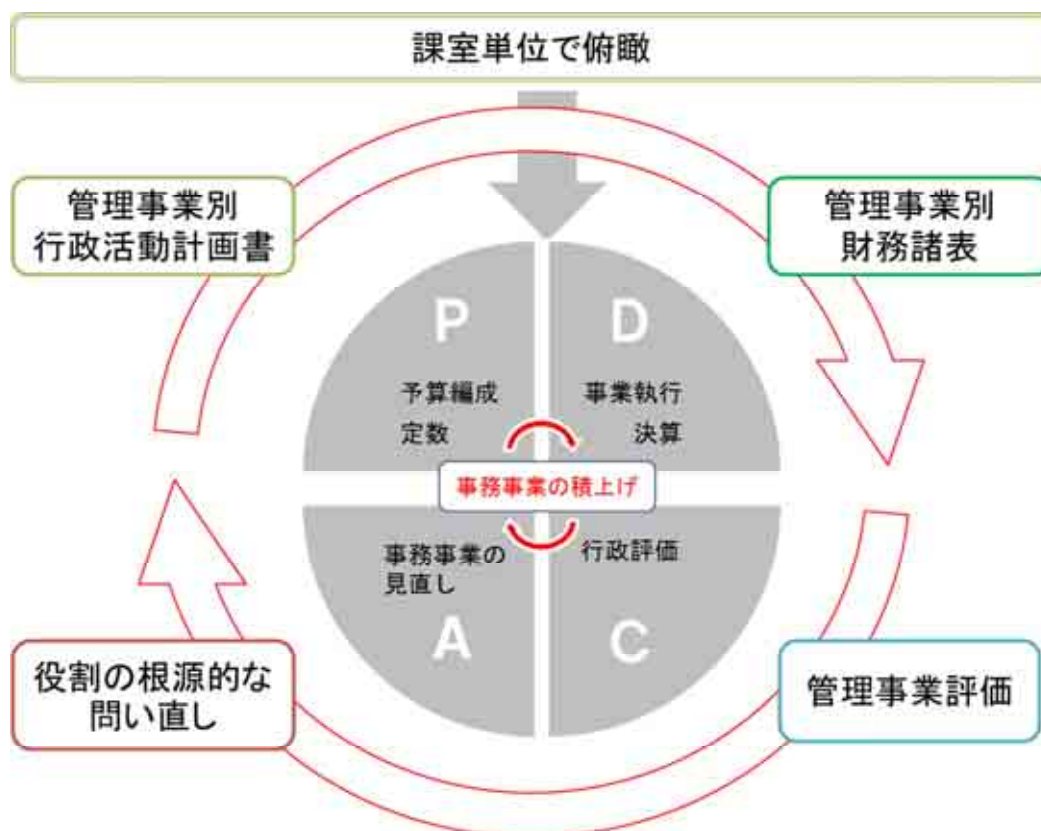
平成 25 年度の新公会計制度の導入を機に、この機能をより一層深化させるため、財務諸表、行政評価、予算編成といった P D C A サイクルの共通単位として、概ね課室ごとに事務事業をまとめた、279 の「管理事業」を設定した。管理事業単位による、新たな P D C A サイクルを構築し、事務事業を積極的に見直すとともに、業務の効率化、見える化、仕事の質の向上を図っていく必要がある。

取組の内容

(新たな P D C A サイクル)

- 新公会計制度の財務情報を活用し、課室単位で行う行政評価の結果を事務事業の見直しに反映することにより、P D C A サイクルをより一層機能させ、真に必要な事務事業に財源や人材を配分できるよう選択と集中を促進する。

新たな P D C A サイクルのイメージ



- 公共サービスを担う上で、まず「行政・民間・地域」の役割分担、行政の中で「国・県・市町村」の役割分担を明確化した上で、県が果たすべき役割を、毎年度、根源的に問い直す。

その結果は、事務事業の見直しに反映するほか、この行革大綱に位置づけた検討課題を具体化・実現する作業に活用していく。

また、県が民間活力を活用しながら実施することが適当とされたサービスについては、その内容に応じて、より良いサービスを実現できる最適な手法を選択する。

行政が果たすべき役割（民間・地域との役割分担）

民間・地域では提供できないサービス（みんなで使うサービス、初期投資が過大なサービス、普及啓発）を提供する。

民間・地域と競合するサービスのうち、社会のセーフティネットとしての性格や公益性を有するサービスを提供する。

公益上望ましい民間・地域の活動を支援する。

民間・地域の活動に公益上必要な規制を行う。

社会のセーフティネットとして必要な住民への給付を行う。

国・県・市町村の役割分担

国は、国家としての存立にかかわる事務などを担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる。（地方自治法第1条の2）

県は、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整に関する事務、一般の市町村が処理することが適当でない事務を担う。（同法第2条）

市町村は、政令市・中核市・市・町村の規模等に応じて、県が処理するもの以外の地方公共団体の事務を担う。（同法第2条）

- 新公会計制度の導入によって把握可能となった事業ごとのストック情報やフルコスト情報を、行政評価や予算編成、資産マネジメントに活用していく。

新公会計制度

民間企業で採用されている複式簿記・発生主義会計を導入することにより、現行の官庁会計による予算・決算制度を補完するもの。単式簿記・現金主義会計による現行の官庁会計では見えにくい資産や負債の情報（ストック情報）や、減価償却費などを含めたフルコスト情報を把握することが可能となる。

<主な活用方法>（再掲）

県有施設の老朽化対策

公の施設の総点検

行政評価結果等の分かりやすい公表

建物の維持管理費の適正化

新たなPDCAサイクル

(見える化)

- 「管理事業」ごとの事業内容・コストなどとともに、県による自己評価の結果が一目でわかるポータルサイトを公表し、県が展開する事業を、県民に分かりやすい形で開示する。

管理事業評価ポータルサイトのイメージ

管理事業名	所管課室	主な成果 (H25)	県民一人 当たり コスト (H25)	自己評価 (評価調 書)	事業の概要
施設管理運営事業	部 課	利用者数 300,000人	50円	B	施設の管理運営を行い、の普及啓 発や、の活動の場を提供しています。

(業務の効率化)

- 全庁に共通する事務については、合理性、必要性、簡素化といった観点から、プロセスを徹底的に見直し、コストや業務量の効果的な縮減につなげていく。
- 情報システムについては、経費の低減や、安定的かつ安全な稼働に向けて、庁内クラウドへの集約を図るなど、全庁的に効率化を進めていく。
また、今後の機器更新時には、庁外のパブリッククラウドの利用についても検討する。
- 物品等の調達については、発注の集約化を進めるなど、一層効率的な調達に資する取組を推進する。

(仕事の質の向上)

- 仕事の質の向上を図るため、業務の進め方や職場環境の改善について検討する。
- 「グッドジョブ運動」を一層定着・拡大させるなど、日常的な業務の工夫・改善が自発的に絶えず行われる職場づくりを推進する。
そのために、他の優れた取組を積極的に活用する(マネする)ための環境整備、マネされた(評価の高い)取組の見える化、上司等による他薦を可とするなどの制度改正を行う。

グッドジョブ運動の概要

仕事の質を向上させるあらゆる取組を募集して全庁に公開
応募された取組や他自治体などにおける先進事例を積極的に活用
優れた取組を評価・表彰

募集部門

カイゼン・成果部門

- ・自らの業務において実施した事務改善の取組、事業の実施・推進に当たり工夫をこらして成果をあげた効果的な取組
- ・未実施だが、今後の活用が見込めるアイデア提案

チームワーク部門

- ・人材の育成や活用、所掌事務の課題解決に向けた議論の場やコミュニケーションの機会の充実など、組織としての機能を向上させたり、職場を活性化させた取組
- ・未実施だが、今後の活用が見込めるアイデア提案

9 公営企業や第三セクター等の経営改善

これまでの成果と課題

- 公営企業や、一部事務組合、県関係団体、第三セクターといった団体に係る経営状況は、県財政、ひいては県民の負担に影響を及ぼす可能性がある。

県は、これらの経営状況を点検・評価するなどして、その自律的かつ健全な経営を促進する必要がある。

また、公有地の有効活用を図る目的で行っている県有地の信託については、その事務の処理状況について点検を行っていく必要がある。

公営企業 4 会計

県立病院事業会計（病院事業庁）
水道事業会計（企業庁）

工業用水道事業会計（企業庁）
用地造成事業会計（企業庁）

一部事務組合 3 組合（括弧内は構成団体）

名古屋競輪組合（愛知県・名古屋市）

名古屋港管理組合（愛知県・名古屋市）

愛知県競馬組合（愛知県・名古屋市・豊明市）

県関係団体 19 団体（は県の公の施設の指定管理者となっている団体）

(公財)愛知公園協会

(一社)愛知県農林公社

(公財)愛知県国際交流協会

(特)名古屋高速道路公社

(公財)あいち男女共同参画財団

(特)愛知県道路公社

(公財)愛知県文化振興事業団

(特)愛知県土地開発公社

(一財)愛知県私学振興事業財団

(公財)愛知県都市整備協会

(社福)愛知県厚生事業団

(公財)愛知水と緑の公社

(公財)愛知県健康づくり振興事業団

(特)愛知県住宅供給公社

(公財)あいち産業振興機構

(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団

(公財)愛知県労働協会

(公財)愛知県体育協会

(特)愛知県職業能力開発協会

次の形式的要件と実質的要件をともに満たす団体（本県独自の定義）

- ・形式的要件 = 次のいずれかに該当するもの
 - 基本財産等の4分の1以上を県が出資しているもの
 - 県職員を派遣しているもの
 - 総事業費の2分の1以上が県の委託に係るもの
- ・実質的要件
 - 県の行政活動の一部を補完し、又は代行する機能を担うもの

第三セクター等 52 法人（県関係団体である 19 法人を含む）

県が 25% 以上出資、出捐している法人（46 法人）

以外の法人で、県関係団体である法人（5 法人）

以外の法人で、損失補償を行っている法人（1 法人）

県有地の信託（2 件）

スカイオアシス栄（名古屋市中区・東区）

桃花台ニュータウン（小牧市）

地方財政健全化法の各指標の対象範囲・地方自治法等に基づく知事の調査権

公営企業や一部事務組合等の経営状況は、地方財政健全化法に基づく財政指標に算入される。また、県が4分の1以上出資する法人の経営状況や県有地の信託の事務処理状況については、法令により知事の調査権が認められている。

取組の内容

(公営企業)

- 水道事業、工業用水道事業、用地造成事業については、現行の企業庁中期経営計画（計画期間：平成23～27年度）の取組を着実に推進するとともに、その計画期間終了後には、次期計画（計画期間：平成28年度～）を策定・公表の上、より一層、健全な経営に取り組む。また、経営状況を積極的に公表するとともに、引き続き業績評価に取り組む。
- 病院事業については、第2次県立病院経営中期計画（計画期間：平成25～28年度）に基づき、魅力ある病院を目指して、高度・先進的な専門医療の提供、信頼と満足感に溢れる良質な医療の提供、専門医療及び政策医療に従事する医療者の育成、確固たる経営基盤の確立に取り組む。
さらに、自律的、弾力的な経営及び権限と責任の明確化の観点から、独立行政法人化を含め、病院事業の望ましい経営形態を検討する。

地方独立行政法人制度

公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務事業を、効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。本県では、平成19年に愛知県公立大学法人を設立している。

(県関係団体)

- 公の施設に係る指定管理者の選定結果や、第三セクター等経営改革の状況などを踏まえつつ、引き続き、団体が果たすべき役割や県との関係、統廃合を含む組織体制の見直しを検討する。
- 愛知県道路公社、愛知県土地開発公社、愛知県住宅供給公社については、事業の状況、経営改善計画等を踏まえ、スリム化に向け、統合を含めた検討を行う。
- 各団体の経営改善計画の実績・成果や諸課題を踏まえ、必要に応じて、平成28年度をスタートとする次期計画の策定・推進を支援していく。

(第三セクター)

- 県が基本財産等の4分の1以上を出資している法人等については、外部有識者で構成する「愛知県出資法人等経営検討委員会」を活用し、改革の取組や経営・財務の状況等を定期的に点検・評価し、その結果を公表する。

- 同委員会で経営改革が必要とされた法人については、引き続き必要な経営改革を推進していく。

(一部事務組合等)

- 一部事務組合は、その経営状況が県財政に悪影響を及ぼすことがないように、経営状況を点検していく。
- 県有地の信託については、資産の有効活用の面において支障が生じないように、信託の制度に則して、事務の処理状況を点検していく。

10 健全で持続可能な財政基盤の確立

これまでの成果と課題

- 平成26年度当初予算の編成においても、依然として多額の収支不足が生じ、これを解消するため、臨時的・緊急避難的措置として、基金からの繰入運用を行わざるを得ないなど、財政は依然として厳しい状況に置かれている。
- これまでの行財政改革の取組の結果、通常の県債残高は減少させてきたものの、平成20年度以降における特例的な県債の増発により、県債残高は増加を続けている。
- 厳しい財政状況を踏まえると、健全で持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組むことが必要である。

取組の内容

(財政運営)

- 臨時的・緊急避難的措置である基金からの繰入運用について、健全な財政運営の観点から解消する。
- 赤字に陥らないことはもちろんのこと、地方財政健全化法における財政指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)を健全な水準に維持する。

財政健全化法に基づく財政指標

実質公債費比率 …… 借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。
将来負担比率 …… 借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。

- 将来負担を抑制するため、引き続き特例的な県債を除いた通常の県債残高の抑制に取り組む。
- 年度間の財政調整を図り、将来の公債費負担に備えるため、財政調整基金及び減債基金(その他分(任意積立分))など、基金残高の回復に努める。

基金の残高推移については7ページを参照。

(財源の確保)

- 税源の涵養、県税の適切な徴収、未利用資産の処分や貸付などにより、自主財源の確保に努める。
また、新たな自主財源確保策の導入を検討する。
- 国に対しては、地方分権改革の流れに逆行する地方法人特別税並びに地方法人税の廃止と地方税への復元、地方一般財源総額を増額確保し、臨時財政対策債を速やかに廃止するため、国税五税の法定率の引上げ等による地方交付税総額を増額を図ることなどを求めていく。
- 年々増加する減債基金(満期一括償還分)について、長期債券のラダー型運用を拡大する。また、減債基金以外の基金について、より効率的な運用のため、基金ごとの個別運用から一元的な運用への移行に向けて検討する。

主な財源確保策

歳入科目	財源確保策	H26年度 当初予算 (億円)
県税	適切な徴収努力・納税の利便性向上(コンビニ納税など) 地方法人特別税等の即時廃止要請	10,915
使用料手数料	使用料等の適正化	272
国庫支出金	適切な国庫負担確保要請	1,968
財産収入	県有資産の処分 県有資産の貸付(自販機用スペース、駐車場用地、定期借地権の設定(事業用、福祉施設用)等) 効率的な資金運用	69
諸収入	貸付等未収金の回収 広告的収入(ネーミングライツ、施設広告、バナー広告等)	493

中小企業金融対策貸付金収入を除く

長期債券のラダー型運用

毎年、同じ年限の債券を同額投資する運用のこと。投資額を満期までの年限ごとに棒グラフで表すと、はしご(ラダー)の形のように見えることから、この名前がついたと言われている。金利変動リスクの分散と長期的に安定した収益性の確保が期待できる。

(歳出の見直し)

- 管理事業内でのスクラップ・アンド・ビルドを基本として、官民の役割分担、行政評価の結果、財務諸表の活用など、新たな切り口を加えながら、引き続き事務事業の見直しを徹底する。

事務事業の見直しの切り口の例

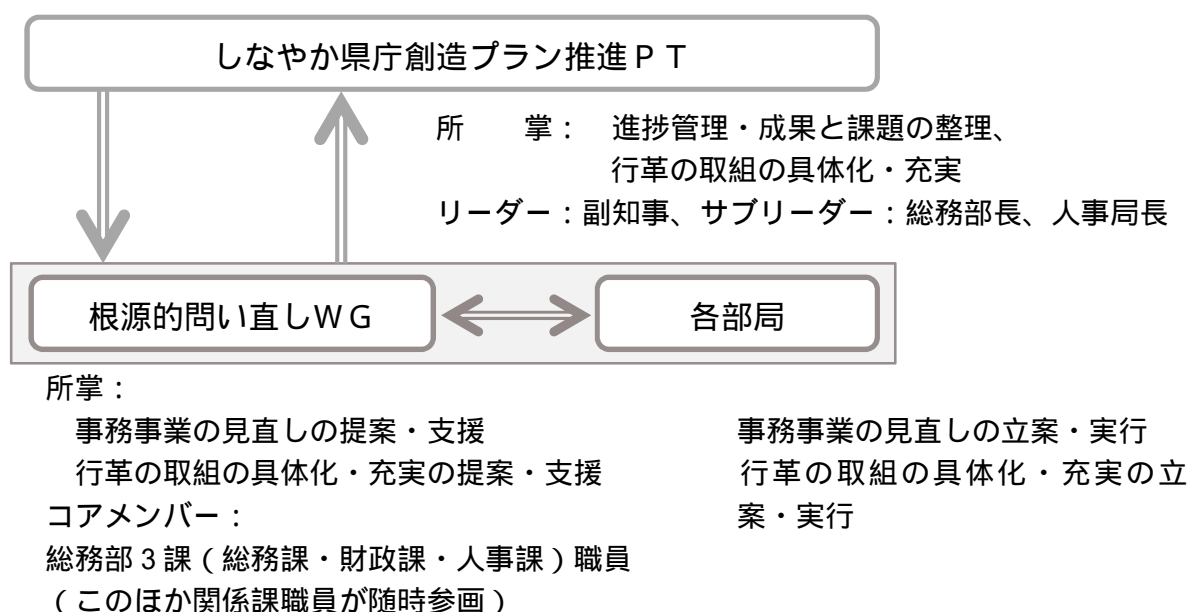
区分	検討・見直しの切り口
管理事業単位での俯瞰による見直し	官民及び国・市町村間での役割分担の見直し
	行政評価結果を活用した見直し
	財務諸表を活用した見直し
個々の事務事業に着目した見直し	事業実績・事業効果の検証
	先導的・モデル事業としての目的達成
	全国的な水準比較による見直し
	社会経済情勢の変化を踏まえた見直し
	国の制度見直しを踏まえた見直し
	民間との連携(民間委託、PFI等)
	コストの縮減、業務の簡素化・効率化・統合
組織・機構の見直し	

- 特例的な県債を含めた県債残高が5兆円を超える中、引き続き、安定的な資金調達により、公債費負担の軽減に努める。

大綱の推進体制と進捗管理（P D C Aサイクル）

1 しなやか県庁創造プラン推進プロジェクトチームの設置

- この行革大綱の取組の推進に当たっては、庁内に副知事をチームリーダーとする「しなやか県庁創造プラン推進プロジェクトチーム（P T）」を設置し、計画期間中随時、進捗を管理し、成果と課題を整理しながら、行財政改革の取組の具体化・充実を行う。
- 県が果たすべき役割を、毎年度、根源的に問い直しながら、事務事業の見直しや、行革の取組を具体化・充実する作業を進めるため、P Tの下に、「根源的問い直しワーキンググループ（W G）」を設置する。W Gは、コアメンバーのほか、関係課職員を臨機応変にメンバーに加えながら、組織横断的・集中的に検討する。



2 進捗管理

- **167 項目の個別取組事項**一つひとつの進捗管理に加えて、**大綱が目指す姿、10本の取組の柱**の方向性がどの程度達成されているかを表す**50の「進捗管理指標」**を設定し、状況を県民に分かりやすい形で公開する。
- 進捗管理指標は、いずれも、毎年度改善を目指すこととし、指標のうち、特定の値の達成を目指して計画的に取り組むべきものは、15の数値目標として設定する。（進捗管理指標は48～49ページ）
- 個別取組事項の進捗管理、進捗管理指標の状況、その他様々な外部要因も勘案しながら、毎年度、成果と課題を整理して、事務事業の見直しや、行革の取組の具体化・充実を行う。

3 行財政改革の取組の具体化・充実

- 各部局は、県が果たすべき役割を根源的に問い直すことを通じて、事務事業の見直し案、行革の取組の具体化・充実案を立案し、実行する。「**根源的問い直しWG**」は、各部局に対して積極的に提案するとともに、各部局の求めに応じて支援を行う。
- このうち重点的に取り組むべきものは、「しなやか県庁創造プラン推進PT」において、**関係部局の参画を得て方向性を議論した上で、外部有識者による公開ヒアリングの場を活用し、有識者からの提言を参考に、取組を精査していく。**
- 具体化・充実した取組は、その後の大綱の進捗管理に組み入れていく。

進捗管理指標

目指す姿			進捗管理指標(50)	数値目標(15)	参照頁
県の持てる経営資源をフル活用	人材の育成・活用とワーク・ライフ・バランスの推進	職員を育てる	成長を実感できる職員の割合		51
			民間企業・国・他県・市町村等との交流職員数		
		職員のモチベーションを向上させる	やりたい仕事挑戦制度合格者数		53
		女性職員の活躍を促進する	女性管理職の割合		55
		ワーク・ライフ・バランスを実現する	長時間勤務者がいる所属数		56
		精神疾患による長期病休者を減らす	精神疾患による長期病休者率		57
	組織の活性化	活力ある組織を築く	活動中のプロジェクトチーム数		59
			審議会等の女性委員の割合		
		試験研究の成果を活用する	知的財産活用状況(特許利用率等)		62
	職員定数と給与の適正管理	適切な人員配置にする	職員定数		63
			知事部局等+教育の事務部門		
			教職員		
			警察		
		定数削減効果額			
		給与を適正にする	給与適正化効果額		64
県有資産の活用	安全で効率的に施設を管理する	県有施設の老朽化に起因する重大事故件数		65	
		県有施設維持管理費		66	
	資産の民間開放を進める	未利用財産の売却額			
		資産有効活用額			
県民ニーズに対応した管理運営を行う	公の施設数		69		
	公の施設の利用者数				
民間地域の総力を結集	民間活力の活用	民間活力を活用する	PFI導入件数		71
			指定管理者制度導入施設(導入率、公募率)		72
	地方分権と自治体間の連携の推進	市町村の自主的な取組を支援する	市町村への権限移譲件数		73
			県内市町村の広域連携件数		
	地域との連携・協働の推進	連携・協働を進める	NPOとの協働事業の評価点		74
			大学との連携事業数		75
			企業等との連携事業数		
		情報の民間開放を進める	オープンデータ件数		76

目指す姿		進捗管理指標	数値目標	参照頁	
たゆまぬ見直しで持続できる財政	事務事業の積極的な見直し	P D C A サイクルを効果的に運用する	管理事業の自己評価結果	77	
		IT化を進める	庁内クラウド移行システム数 情報システム適正化効果額	79	
		業務改善を進める	グッドジョブ運動応募件数	81	
	公営企業や第三セクター等の経営改善	公営企業の経営改善を進める	企業庁経営計画		82
			病院事業庁経営中期計画		
		県関係団体の経営改善を進める	県関係団体数		83
			県関係団体職員数 県関係団体経営改善計画		
	県財政への負担を軽減する	損失補償等将来負担見込額		84	
	健全で持続可能な財政基盤の確立	健全で持続可能な財政運営を行う	健全化判断比率		86
			通常の県債の残高		
			基金繰入運用額		87
			財政調整基金・減債基金(その他分(任意積立分))残高		
		財政面の効果を確保する	行革効果額		
		財源を確保する	県税徴収率		89
			県税収入未済額		
			税外債権収入未済額		90
	減債基金(満期一括償還分)債券運用額				
	自主財源確保額				
歳出を見直す	事務事業の見直し効果額		91		

個別取組事項

新規 しなやか県庁創造プランにおいて新たに位置づけた取組 44 項目
<継続> 第五次行革大綱や「行革大綱に係る重点改革プログラム」に位置づけたものを
 引き継ぐ取組(充実・拡大を含む) 123 項目 合計 167 項目

1 人材の育成・活用とワーク・ライフ・バランスの推進

(育成)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 <継続> あいち人材育成ビジョンの推進	平成24年3月に改訂した「あいち人材育成ビジョン」に基づき、職員の意識改革を進め、専門能力を高めるとともに、個々の職員の力を束ねた組織力のより一層の向上を図る。	総務部			毎年度実施		→
2 新規 「人づくり」に積極的な組織風土の醸成	「あいち人材育成ビジョン」に掲げる「めざす職員像」を実現するため、OJTを促進するための効果的な取組を検討・推進することや、人事評価制度において人材育成に取り組む職員をより評価することなどにより、全ての職員が人材育成の一翼を担い、組織全体として「人づくり」に積極的な風土を目指す。	総務部	検討・推進		推進		→
3 <継続> 育成型ジョブローテーション制度の推進	若手職員の能力向上と職務経験の多様化を促すため、引き続き育成型ジョブローテーションを推進する。	総務部			毎年度実施		→
4 <継続> 高い専門能力や経験・熟練を有する職員の効果的な育成	組織がスリム化し、県に求められるニーズも高度化、多様化する中、高い専門能力や経験・熟練を有する職員を効果的に育成する仕組みを検討・推進する。	総務部			検討・推進		→
5 <継続> キャリアマネジメントの推進	キャリアマネジメントの取組を育成の節目に計画的に実施し、職員が、自らの職務経験を振り返りながら、今後のキャリアビジョンを描くことを通じて、主体的に能力開発を行うよう引き続き促していく。	総務部			毎年度実施		→
6 <継続> 教員の指導力向上	教科指導や生徒指導等を適切に行うことができない教員に対し、指導改善研修を実施するとともに、講師等の臨時教員に対しての研修を継続して行うなど、信頼される教員としての意識改革に取り組む。 ・教員資質向上会議の開催 ・管理職員パワーアップ講座の開催 ・支援を要する教員の把握及び研修の実施 ・臨時教員に対する研修の実施	教育委員会			毎年度実施		→

個別取組事項		取組の内容	部局	実施時期				
				H27	H28	H29	H30	H31
7	<継続> 民間企業等との人事交流の推進	実践的な民間的感覚や発想等(サービス意識、コスト感覚等)を身に付けるため、民間企業等への派遣研修を実施するとともに、組織の活性化を図るため、民間企業等からの人材の研修による受入れを推進する。	総務部			毎年度実施		→
8	<継続> 国、他県、市町村等への派遣の推進	県行政の枠を超えた幅広い見識や視野を身に付けるため、国等への派遣を推進する。	総務部			毎年度実施		→
9	新規 派遣制度を活用した人材育成の推進	外部機関への派遣を行うに当たって派遣先業務における課題や役割を明確にし、人材育成に資する取組を検討・推進する。特に、市町村からの要請に基づく派遣については、より課題解決型の派遣となるよう、運用方法を整備するなど、人材育成効果を高める取組について検討・推進する。	総務部	検討・推進			推進	→

進捗管理指標

成長を実感できる職員の割合 (人材育成システム等による庁内調査)
民間企業・国・他県・市町村等との交流職員数
現 状 派遣 109 人 受入 98 人 (平成 26 年度)

(能力・実績に基づく人事管理)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
10	<継続> 能力及び実績に基づく人事管理の徹底	人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが地方公務員法に位置づけられたことを踏まえ、本県が先行して実施している制度について、所要の見直しを行いながら、さらなる定着・活用を図る。	総務部			検討・推進		
11	<継続> 教職員評価制度の改善・充実	教職員一人ひとりの意欲・努力・能力や実績等により適正に評価されるよう、教職員評価制度の改善・充実に努める。	教育委員会			毎年度実施		
12	<継続> 分限制度の厳正な運用	職務能力や勤務実績などが著しく劣る職員や公務員としての適格性を欠く職員に対しては、平成23年10月に策定した「分限事由に該当する可能性がある職員への対応指針」に基づき、指導・改善に努めるとともに、公務能率の維持のため、分限制度を厳正に運用する。 分限制度・・・勤務実績不良、心身の故障等の事由により職員の意に反して免職・降任等の身分上の措置を行うこと。	総務部			毎年度実施		

(モチベーションの維持・向上)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
13 新規 活力ある職場づくりの推進	組織・グループの現状を分析し、「見える化」するグループ診断制度をさらに推進するとともに、職員が意欲を持って業務に取り組めるよう、管理職員のマネジメント力を高める取組を推進することなどにより、組織・グループ職員のモチベーションの向上を図る。	総務部			毎年度実施		→
14 <継続> やりたい仕事挑戦制度の推進	職員のチャレンジ意欲をさらに向上させるため、本人が自ら培ってきた能力とスキルを直接希望所属にアピールし、選考に合格すれば異動できる「やりたい仕事挑戦制度」を引き続き推進する。	総務部			毎年度実施		→
15 <継続> 特別職や部局長との意見交換などの実施	組織の一体感を高め、職員がやりがいと使命感を持って仕事に取り組む環境づくりをめざすとともに、組織全体で組織目標や考え方を共有するため、特別職や部局長との意見交換などを実施する。	関係部局			毎年度実施		→
16 <継続> グッドジョブ運動に関する職員表彰の実施	グッドジョブ運動に関する優秀な取組を行った職場・職員に対して、副知事が当該職場に出向いて表彰を実施する。	総務部			毎年度実施		→
17 <継続> 教職員表彰の実施	学校教育において、創意工夫にあふれる特色ある教育活動を実践し、顕著な成果をあげ他の模範となる教職員の愛知県教育委員会教職員表彰を継続して実施する。	教育委員会			毎年度実施		→

進捗管理指標

やりたい仕事挑戦制度合格者数
現 状 30人(平成25年度)

(採用)

個別取組事項		取組の内容	部局	実施時期				
				H27	H28	H29	H30	H31
18	<継続> 新規採用職員数の確保	少子化の進展に伴い、新規学卒者の減少が見込まれる中、職員の年齢構成の偏りをなくし、安定した組織構成とするため、県職員の魅力を発信するPRの強化等に取り組むことにより、新規採用を一定数確保する。また、多様な人材を組織に取り入れるため、試験内容や受験資格の見直しを検討するなどして様々な行政課題に的確に対応できる優秀な人材の確保を図る。	関係部局			毎年度実施		→
19	<継続> 民間企業等職務経験者の採用の推進	民間企業などの職務経験がある多様な人材を活用するために、引き続き民間企業等職務経験者の採用を推進する。	総務部			毎年度実施		→
20	<継続> 民間企業等で活躍する人材の登用の推進	高い専門性が求められる分野や特に民間感覚を必要とする事務について、任期付制度等を活用しながら、民間企業等で活躍する人材の登用をさらに推進する。	総務部			毎年度実施		→
21	<継続> 社会人特別選考による教員採用の実施	教員採用選考試験において、社会人特別選考を引き続き実施し、民間企業等での経験や特定の分野における優れた知識・技能を有する人材を採用する。	教育委員会			毎年度実施		→
22	<継続> 再任用職員の活用	今後、一定数の常勤再任用職員の任用が見込まれる中、退職するベテラン職員が、知識・経験を活かし、意欲を持って活躍できる取組を検討し、その能力を一層、活用していく。	関係部局			毎年度実施		→
23	<継続> 再任用職員(教員)の活用	退職するベテラン教員の知識・経験を、若手教員の育成に最大限活用するほか、意欲を持って活躍できる取組を検討し、その能力を一層活用していく。	教育委員会			毎年度実施		→

(女性の活躍促進)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
24	新規 愛知県職員を志望する女性の増加に向けた取組の推進	将来にわたって継続して女性職員が活躍する組織を目指し、多くの有為な人材を採用するため、愛知県職員を志望する女性を増やす取組を推進する。	関係部局			毎年度実施		→
25	新規 女性職員のさらなる職域拡大の推進	これまで女性職員があまり配置されてこなかった職務、ポストにも、その適性を見極めながら広く配置するなど、さらなる職域の拡大を進める。	関係部局			毎年度実施		→
26	新規 女性職員のキャリア支援の推進	女性職員が男性職員と同様に様々なキャリア・経験を積んでいくため、職員の育児休業からの復帰の支援や管理職員の意識向上を図る。	関係部局			毎年度実施		→
27	新規 女性職員の管理職への登用の推進	意欲と能力のある優秀な女性職員が男性職員と同様に組織の管理的な立場に立ち、政策・方針決定に参画できるよう管理職への登用を積極的に進める。	関係部局			毎年度実施		→

進捗管理指標

女性管理職の割合	
現 状	7.3% (平成 26 年度)
数値目標	平成 32 年度までに、管理職に占める女性の割合を 10% にまで引き上げることを目指して、毎年度その割合を向上させる。

(ワーク・ライフ・バランス)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
28	<継続> 総勤務時間の縮減	関係部局			毎年度実施		
29	新規 多様で弾力的な働き方の検討	関係部局			検討・推進		
30	新規 働きやすい職場環境の整備	関係部局			毎年度実施		
31	新規 職員のワーク・ライフ・バランス意識の向上	関係部局			毎年度実施		
32	新規 ワーク・ライフ・バランスを実践する職員を評価する取組の推進	関係部局			毎年度実施		

進捗管理指標

長時間勤務者がいる所属数	
現 状	123 所属 / 219 所属 (平成 25 年度)
数値目標	平成 31 年度までに、年間 360 時間を超える時間外勤務を行う長時間勤務者がいる所属数を、平成 25 年度実績から 3 割削減する。

(メンタルヘルス)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
33 ＜継続＞ 総合的なメンタルヘルス対策の推進	職員のこころの健康を維持するため、ストレス関連疾患の発生予防や早期発見・早期治療の充実に図るとともに、円滑な職場復帰と再発防止に向けた支援を適切に行うなどの総合的なメンタルヘルス対策に取り組む。	関係部局	発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 ・部局、職場研修への保健師派遣 ・(H28～)メンタルストレスチェックの実施				
			早期発見・早期治療(第2次予防) ・精神科医師・保健師による相談 ・電話、メール相談窓口の活用				
			職場復帰・再発予防(第3次予防) ・復帰訓練支援、職場との連携				
34 ＜継続＞ 管理監督者に対するメンタルヘルス研修の実施	ストレス関連疾患の発症予防や早期発見のための管理監督者向けの教育研修を引き続き実施する。	関係部局	毎年度実施				
35 ＜継続＞ メンタルヘルス相談の実施	早期発見・早期治療のためのメンタルヘルス相談を引き続き実施する。	関係部局	毎年度実施				
36 ＜継続＞ 職場復帰支援の実施	職場復帰・再発予防のため精神疾患による休業者の職場復帰支援を引き続き実施する。	関係部局	毎年度実施				

進捗管理指標

精神疾患による長期病休者の割合 (精神及び行動の障害による30日以上長期病休者数÷職員数(知事部局等))	
現 状	0.53%(平成25年度)

2 組織の活性化

(本庁組織)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
37 新規 本庁組織の見直し	<p>「あいちビジョン2020」に位置づけた重要施策をスピード感を持って戦略的に推進していくため、本庁組織の一部を見直す。(見直し後の部局名・課名は仮称)</p> <p>1 政策企画局の設置 「知事政策局」の組織を拡充して「政策企画局」を設置 ・「国際課」を配置</p> <p>2 振興部の設置 「地域振興部」を改組し「振興部」を設置 ・部内局として「観光局」を設置し、「観光振興課」と「国際観光コンベンション課」の2課体制を整備 ・「スポーツ振興課」を設置</p> <p>3 産業労働部の体制強化 ・「産業力強化推進監」を設置</p> <p>また、引き続き、新しい行政ニーズに対応できるよう、柔軟に必要な見直しを行う。</p>	関係部局	新体制整備					
			→					
38 新規 プロジェクトチーム方式の活用	重要な政策課題について、複数の部局にわたる総合的、一体的な検討・立案が必要な場合には、プロジェクトチーム方式を積極的に活用し、関係部局の職員が目標を共有しながら、より迅速かつ柔軟に、集中的に対応する。	関係部局			毎年度実施			
			→					
39 <継続> 審議会等の見直し	<p>次のような審議会等については、原則として廃止又は他の審議会等と統合する。また、構成員の選任は、設置の目的を達成するために、効果的かつ合理的な構成及び人数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化に伴い審議事項が減少するなど設置の必要性が低下しているもの ・設置の目的や審議事項等が他の審議会等と重複・類似するもの ・過去の開催実績が少なく今後の開催の見込みが薄いなど活動が不活発なもの等 	関係部局			毎年度実施			
			→					
40 <継続> 審議会等の女性委員の登用	審議会等の女性委員の登用を推進する。	関係部局	「あいち男女共同参画プラン2011-2015」に基づき女性委員の登用を推進					
			次期プランを策定し、新たな数値目標を設定	→				
				新たな数値目標の達成に向け、審議会等の女性委員の登用を推進				

個別取組事項		取組の内容	部局	実施時期				
				H27	H28	H29	H30	H31
41	<継続> 愛知県庁業務継続計画の推進	大規模地震災害が発生した場合の県庁の業務継続に係る各部局間の共通課題について情報共有を図るとともに、解消に向けた検討や業務継続を推進するための全庁的な体制を構築するなど、県庁の業務継続に向けた部局間連携体制の強化を図る。	関係部局			毎年度実施		→
42	新規 防災体制の強化	東日本大震災を受け、南海トラフ地震等の大規模な広域災害に備え、災害対策本部等要員の人的資源の配置や効率的な運用体制の再整備など、防災体制の充実・強化を図る。	関係部局			毎年度実施		→

進捗管理指標

活動中のプロジェクトチーム数 (複数の所属にわたる重要課題に対応するため、関係所属の職員で構成する検討体制)	
審議会等の女性委員の割合	
現 状	36.75% (平成 25 年度末)
数値目標	平成 27 年度末までに、女性委員を 37.5%以上登用する。平成 28 年度以降については、次期男女共同参画プランにおいて定める数値目標を達成する。

(地方機関等)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期						
			H27	H28	H29	H30	H31		
43	<継続> 地方機関の見直し	県民ニーズに対応しながら、地方分権の進展や、県と市町村の役割分担を踏まえ、地方機関のあり方を随時見直す。	関係部局	→					
44	<継続> 県民生活プラザの組織・機能の再編	県内8か所の「県民生活プラザ」において県が提供してきた「消費生活相談」、「県民相談」、「旅券発給」等の業務のあり方を見直し、県と市町村の役割分担や各業務のニーズを踏まえた執行体制の最適化を図り、県が提供すべき行政サービスを最も効果的・効率的に提供できる体制へ再編する。	県民生活部	県民生活プラザの再編を実施 (「消費生活総合センター」、「県民相談・情報センター」、「旅券センター」等の分野別総合窓口へ再編)	→				
45	<継続> 東三河県庁の取組の推進	「東三河県庁」においては、担当副知事のもと、各機関の専門性やスピード感を生かしつつ、部局横断的にネットワーク化された推進体制、総合調整機能の強みを発揮し、地元の意向を的確に把握しながら、市町村・経済団体等との連携強化、広域的取組の加速化等に取り組む。	関係部局	→					
46	新規 名古屋給与事務所の廃止	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)」に基づき、平成29年度から県費負担教職員の給与負担等を名古屋市へ移譲するため、名古屋給与事務所を廃止する。	教育委員会	移譲事務の詳細を名古屋市と協議	→				
47	<継続> 児童(・障害者)相談センターの設置に向けた支援	中核市や広域連合による児童相談所設置に向けた支援を行う。 また、児童相談所を設置した市又は広域連合と連絡会を設置し、児童相談所の連携による体制強化と効率化に努める。	健康福祉部	→					
48	新規 出張所等の見直しの検討	配置する職員が少ない出張所等について、必要性等を検証した上で、本所への集中を検討する。	関係部局	→					

(試験研究機関)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
49	<継続> 試験研究機関のPDCAサイクルの確立	試験研究の目標を掲げた上で実績評価を行うPDCAサイクルを確立するとともに、必要な組織体制の見直しを行う。	関係部局	 毎年度実施				
50	<継続> 環境調査センターの組織・運営の見直し	「環境調査センター中期計画」を踏まえ、新施設の竣工までに、現在の1課5部体制の統廃合を含めた組織再編を検討していく。	環境部	 この間で検討 組織再編を実施				
51	新規 あいち産業科学技術総合センターの効果的・効率的な運営	あいち産業科学技術総合センターの技術支援・研究機能の充実を図り、中期的な計画の下、効率的な運営を推進していく。	産業労働部	 次期産業労働ビジョン等に基づきアクションプランを策定 プランに基づく適正な執行と管理の実施				
52	<継続> 農業総合試験場、水産試験場及び森林・林業技術センターの中期的な計画の策定・推進	平成32年度を目標年度とする「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2020(仮称・以下次期基本計画)(H28～H32)」を、平成27年度中に策定し、平成30年度中に中間評価を実施する。	農林水産部	 次期基本計画の策定 研究課題の実施及び進捗状況の把握 中間評価を実施				
53	<継続> がんセンター研究所における研究の推進	中央病院、他の医療機関、関係大学及び産業界などとの連携を一層進めながら、愛知県はもとより日本や世界に貢献できる研究を推進する。また、研究内容について研究所独自の外部評価を平成29年度に実施する。	病院事業庁	 毎年度実施 外部評価の実施				
54	<継続> 大学、企業等との連携強化、共同研究等の推進	競争的研究資金や受託研究等の外部資金の積極的な活用を図るとともに、大学、企業、官民研究機関等との共同研究等を積極的に推進する。また、必要に応じて、外部資金獲得のための手続の簡素化や使用の弾力化について関係機関に要請していく。	関係部局	 毎年度実施				
55	<継続> 知的財産の保護、活用	試験研究機関における知的財産の創造・活用等のルールを定めた「知的財産戦略推進方針」に沿って、引き続き、知的財産の適切な権利化や企業への移転・活用などを推進する。	関係部局	 「新あいち知的財産プラン」に基づき、知的財産の適切な権利化や企業への移転・活用などを推進 次期あいち知的財産プランを策定し、新たな数値目標を設定 新たな数値目標の達成に向け、知的財産の保護、活用の取組を推進				

進捗管理指標

知的財産活用状況（特許利用率等）

現 状 特許権利用率 53%（平成 25 年度）等

数値目標 平成 27 年度末までに、特許権利用率（国内特許権分）を 60%、新規実施契約件数を年間 25 件、知的所有権センターによる企業訪問を年間 100 件にまで高める。平成 28 年度以降については、次期あいち知的財産プランにおいて定める数値目標を達成する。

3 職員定数と給与の適正管理

(職員定数)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
56 <継続> 定員の適正管理(知事部局等と教育の事務部門)	「あいちビジョン2020」の政策課題を始め、重要施策を推進するため必要な人員を確保しながら、これまでスリム化してきた成果を後戻りさせることのないよう、引き続き事務事業の廃止・縮小、民間委託、事務処理方法の改善などに取り組み、適切な人員配置に努める。その際、県庁全体として業務量に応じた最適な人員配置を実現する観点から、部局や所属間の再配置を積極的に推進する。	関係部局			毎年度実施		
57 <継続> 定員の適正管理(教職員部門)	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員については、引き続き、児童生徒数の動向や教育課題への対応を踏まえて、教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置に努める。中学校の少人数学級への対応など、本県独自措置の教職員定数については、効果を検証しつつ、国に対して財政措置の対象とするよう要請することを含め、そのあり方について検討していく。また、職員定数については、業務の実施体制の合理化・効率化などによる適正な管理に取り組む。	教育委員会			毎年度実施		
58 <継続> 定員の適正管理(警察部門)	警察官については、治安の維持や多様化する犯罪等への的確な対応のために必要となる人員の適切な配置に努めるとともに、引き続き組織・人員の効率的運用や業務の合理化に取り組む。また、警察官以外の警察職員については、組織・人員の効率的運用や業務の合理化の取組などにより、適正な職員配置に努める。	警察本部			毎年度実施		
59 <継続> 柔軟な人員配置の促進	迅速かつ効率的に業務を推進するため、部長権限による、事務の繁忙に応じた柔軟な人員配置を継続するとともに、さらに取組が促進される手法を検討・推進する。	関係部局	検討・推進		推進		

進捗管理指標

職員定数	現 状	74,120 人 (平成 26 年度)
知事部局等 + 教育の事務部門	現 状	10,825 人 (平成 26 年度)
教職員	現 状	48,897 人 (平成 26 年度)

警察	
現 状	14,398 人（平成 26 年度）
定数削減効果額	
現 状	10 億円（平成 26 年度当初予算）

（給与）

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
60 <継続> 給与制度の 適正化	民間給与との均衡を図ることを基本とする 人事委員会勧告を尊重して、引き続き給与 の適正化に努める。 なお、平成26年10月に、本県人事委員会 は、給料と地域手当の配分見直しや国に準 じた給与制度の総合的見直しなどを勧告し た。この勧告内容を尊重し、給与制度の適 正化に取り組む。	関係 部局			毎年度実施		→
61 <継続> 各種手当等 の見直し	社会情勢の変化に対応するよう、引き続き 各種手当等の適正化に取り組む。	関係 部局			毎年度実施		→

進捗管理指標

給与適正化効果額	
現 状	37 億円（平成 26 年度当初予算）

4 県有資産の活用

(老朽化対策)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期						
			H27	H28	H29	H30	H31		
62	<p>新規</p> <p>県有施設の利活用最適化のための仕組みの導入</p>	<p>平成26年度に策定する「県有施設利活用最適化に係る基本的方向性(仮称)」に基づき、県民の安全・安心を第一としつつ、予防保全型の維持管理による長寿命化を推進し、経費を最大限軽減・平準化するための仕組みを順次導入する。</p>	関係部局	<p>全庁的な推進会議を設置</p> <p>点検基準等の整備</p> <p>施設管理者向けの技術研修を実施</p> <p>技術職員による建物の巡回点検を実施</p>	<p>継続的に開催</p> <p>適宜、見直しを実施</p>				
63	<p>新規</p> <p>維持管理・更新を着実に推進するための個別施設計画の策定・推進</p>	<p>庁舎、学校、県営住宅、道路などの施設類型別に維持管理・更新を着実に推進するための個別施設計画を策定し、計画を推進する。</p>	関係部局	<p>建物の長寿命化モデル事業を実施</p> <p>個別施設計画策定マニュアルを整備</p> <p>順次、個別施設計画を策定・推進</p>					

進捗管理指標

県有施設の老朽化に起因する重大事故件数	
(重大事故・・・人命に関わるような事故)	
現 状	0件(平成25年度)
数値目標	施設の老朽化に起因する重大事故ゼロを継続する。

(土地・建物)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
64	<継続> 庁舎等の集約・移転	三次にわたり策定した「県有施設活用・保守管理プログラム」等に基づき、庁舎等の集約・移転等を進める。	関係部局	→				
65	<継続> 未利用財産の適正な処分	今後活用見込のない県有財産について、一般競争入札等により、適正な処分を推進する。	関係部局	→				
66	<継続> 県有財産の有効活用の推進	自動販売機等に係る公募制の導入や広告看板、有料駐車場、定期借地権設定貸付、太陽光発電事業者への屋根貸しなど、現に使用している行政財産を含む、県有財産の余裕スペースの有効活用を図る取組を拡大・推進する。 また、財産の有効活用に関する民間事業者からの提案について、情報の集約、先進事例に関する情報の共有を図り、より一層活用していく。	関係部局	→				
67	新規 県有施設の維持管理費の適正化	県有施設の維持管理費について、新公会計制度によるコスト情報を活用したベンチマーキング(類似施設間比較)を行うなど、適正化を推進する。 また、庁舎の維持管理について複数庁舎をまとめることを含め、包括的に民間委託し、維持管理費を縮減する方策を検討する。	総務部	→				
68	<継続> 県有施設の省エネ化の推進	各施設管理者が幅広く省エネ手法を検討することにより、引き続き県有施設の省エネ化に取り組む。	関係部局	→				

進捗管理指標

<p>県有施設維持管理費 (一般会計特別会計各会計合算行政コスト計算書の該当科目)</p> <p>現 状 332 億円 (平成 25 年度)</p>
<p>未利用財産の売却額</p> <p>現 状 10 億円 (平成 26 年度当初予算)</p>
<p>資産有効活用額 (新規の土地貸付・ネーミングライツ等)</p> <p>現 状 28 百万円 (平成 26 年度当初予算)</p>

(公の施設)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期						
			H27	H28	H29	H30	H31		
69	<継続> 公の施設の 総点検	従来からの、民間との競合、県としての存 置の意義、利用率などの観点に加え、新公 会計制度により精緻に把握したコスト構造 や、敷地・施設の活用状況を含めた総点検 を行い、管理運営の効率化や、サービス水 準・利用率の向上を図るとともに、必要に 応じて、廃止・民営化・地元移管や、運営形態 の見直し等を進める。	関係 部局	総点検を実施し、必要に応じて見直し					
70	<継続> 公園の利活 用方法等の 検討	地域との協働や民間活力の活用など、新し い利活用方法を検討する。 県営都市公園においては、名古屋市内で 県として管理する意義が薄れている公園に ついて名古屋市への移管協議を進める。	関係 部局	新しい利活用方法の検討・実施					
71	<継続> ふれあい広 場の全廃	地域の実情を勘案しながら、平成27年度末 までにふれあい広場を全廃する。	地域 振興部	名古屋市・地元との 調整が整い次第順 次廃止					
72	<継続> 心身障害者 コロニーの 再編	愛知県心身障害者コロニー再編計画に基 づき、現在の「中央病院・こばと学園」及び 「発達障害研究所」を「医療支援部門」とし、 「緑の家・はるひ台学園」を短期療育型の 障害児入所施設に特化した「地域療育支 援部門」として再編を行い、地域で生活する 障害のある方々を支援する拠点である療 育医療総合センター(仮称)として再編整備 する。 養楽荘等の知的障害者入所施設について は、民間の力を活用しながら入所者の地域 移行を進め、廃止する。 春日台職業訓練校については、他の就労 支援施策も拡充してきたことを踏まえ、廃止 を含めたあり方検討を行う。 心身障害者コロニーの職員宿舎(18戸) については廃止する。	健康 福祉部	重心病棟建設工 事を実施・一部供用開 始	本館棟建設 工事を実施	供用 開始	施設廃止		
				春日台職業訓練校の廃止を含め たあり方を検討					
				職員宿舎18戸を廃止					
73	新規 南知多老人 福祉館の見 直し	民間事業者において高齢者の様々なニ ーズに応えた保養サービスが提供されるよ うになり、必ずしも公の施設によるサー ビスの提供が必要でなくなったことから公の施 設としては廃止の方向で検討するとともに、 施設としてはニーズがあることから民間に よる施設活用を検討する。	健康 福祉部	見直し方針・方法を 検討	施設活用の検討・実施				

個別取組事項		取組の内容	部局	実施時期				
				H27	H28	H29	H30	H31
74	<継続> 高等技術専門校の見直し	平成25年3月の職業能力開発審議会からの答申及び「産業人材育成・確保促進プロジェクトチーム」における議論を踏まえ、分校化等の見直しを行う。	産業労働部	組織体制の検討			順次実施	
75	<継続> 犬山国際ユースホステルの見直し	地元移管について調整を進めながら、施設のあり方を検討していく。	産業労働部				この間で検討	
76	<継続> 尾西勤労青少年福祉センターの廃止	尾西勤労青少年福祉センターは、地元市と調整し、平成28年度までに廃止する。	産業労働部	施設の廃止・地元移管に向けて協議	廃止			
77	<継続> 農業大学校研究科の廃止	農業大学校研究科を、平成27年度以降に廃止する。	農林水産部				この間で廃止	
78	新規 あいち海上の森センターの機能・役割の検討	あいち海上の森センターの機能・役割を検証し、平成27年度に、その結果を反映させた次期「保全活用計画」を策定する。	農林水産部	保全活用計画の策定			計画に基づく管理運営の実施	
79	<継続> 県営住宅のあり方の検討	県営住宅の維持管理・整備更新等に係る民間活力導入の可能性等、トータルコストの縮減に関する検討を行う。	建設部	民間活力導入可能性調査の実施			あり方の検討	
80	新規 県立高等学校の教育改革推進	平成26年度に県立高等学校将来ビジョン検討会議を開催し、平成27年3月に県立高等学校教育改革基本計画(仮称)を策定する。基本計画に基づき、平成27年度に第1期実施計画を策定した上で、時代の変化や要請に応じた特色ある県立高等学校づくりの推進に取り組む。	教育委員会	第1期実施計画を策定		第1期実施計画を実施		
81	<継続> 岡崎総合運動場の地元移管	現在の指定管理期間が平成27年度末に終了することも考慮しながら、移管に向けての条件について岡崎市と協議するとともに、移管に向けての進め方を進める。	教育委員会	岡崎市と協議・岡崎市へ移管				

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
82	<継続> 公の施設の 利用拡大	施設を設置目的に応じて、魅力あるイベントの開催や情報発信の充実など、利用者数等の目標を掲げ、より一層の利用拡大に取り組む。そのため、施設運営の企画に県民・利用者の参加を推進する。指定管理施設については、指定管理者と十分に調整しつつ、取組を進める。	関係部局			毎年度実施		
83	新規 指定管理者 制度導入施設 の運営モニタリングの 充実強化	従来から行っている施設所管課や指定管理者によるモニタリングに加え、外部有識者等によるモニタリング結果の検証・評価の導入を検討する。	関係部局	モニタリング手法の 充実を検討		毎年度実施		

進捗管理指標

公の施設数	現 状 72 施設（平成 26 年 4 月 1 日時点）
公の施設の利用者数	数値目標 医療・社会福祉施設、学校等を除いた公の施設 48 施設について、施設ごとに定める利用者数目標を達成する。

（公舎等）

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
84	<継続> 公舎の見直し	三の丸公舎(96戸)を平成27年度末までに57戸に集約する。	総務部	平成27年度末までに戸建て、A棟及びC棟を廃止し集約				
85	<継続> 教職員住宅 の廃止	平成27年度末までに設楽地区以外の住宅を全て廃止する。設楽地区住宅については、教職員の通勤状況などの実情を考慮し、必要な住宅を確保する。	教育委員会	設楽地区住宅以外の廃止				
86	<継続> 待機宿舎の 見直し	待機宿舎1棟を残し、他の待機宿舎は廃止する。活用用途がない場合は取壊しを進め、跡地の有効活用を図る。	警察本部			順次実施		

5 民間活力の活用

(民間との連携)

個別取組事項		取組の内容	部局	実施時期				
				H27	H28	H29	H30	H31
87	<継続> 民間との連携の推進	行政サービスの提供や施設整備を行う際には、指定管理者制度やPFI、定期借地権など様々な手法を検討することとし、さらなる民間活力の導入を推進する。	関係部局	→				
88	新規 待機寮への民間資金等を活用した整備手法の導入	待機寮の建替えに当たり、民間資金等を活用した整備手法の導入について検討する。	警察本部	→				

(民間委託)

個別取組事項		取組の内容	部局	実施時期				
				H27	H28	H29	H30	H31
89	<継続> 民間委託の推進	効率的なサービスの提供やサービス水準の向上等民間委託による効果が期待される事務事業について、公正性・公平性や個人情報保護の保護、責任範囲の明確化、費用対効果等に十分留意しながら、積極的に民間委託を進める。	関係部局	→				

(P F I)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
90	<継続> PFIの導入	改訂「愛知県PFI導入ガイドライン」に基づき、PFI導入の効果が認められる事業について、引き続きPFIの導入を進める。	関係部局	→ 毎年度実施				
91	新規 環境調査センター・衛生研究所のPFI方式での建替え	環境調査センター・衛生研究所について、「環境首都あいちにふさわしい全国モデルとなる新エネ・省エネ」施設のあり方を検討するとともに、PFI手法を用いた施設建替えを進める。	環境部 健康福祉部	→ PFI事業者の選定に向けた手続きを実施		→ 建替えを実施		
92	<継続> 豊川浄化センターの汚泥処理におけるPFIの導入	豊川浄化センターの汚泥処理における官民連携の取組として、汚泥処理施設等の整備運営業務にPFIを導入する。	建設部	→ 整備を実施		→ 運営・維持管理を実施		
93	<継続> 浄水場排水処理業務でのPFIの実施	尾張地域における浄水場排水処理業務でのPFIを着実に実施する。	企業庁	→ 整備を実施		→ 運営・維持管理を実施		
94	新規 運転免許試験場整備運営業務へのPFIの導入	運転免許試験場の整備運営業務へのPFIの導入を検討する。	警察本部	→ PFI手法を用いた施設整備の手続きを実施				
95	新規 愛知県道路公社が管理する有料道路における民間事業者による運営の実現	愛知県道路公社が管理する有料道路について、コンセッション方式を導入し、公社が民間事業者に対して運営権の一部を付与する。	建設部	→ コンセッション方式の導入の推進				

進捗管理指標

PFI導入件数 (実施方針の公表に至ったもの) 現 状 6件(平成26年4月1日時点)
--

(指定管理者)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
96 <継続> 指定管理者 の公募	整備途上・整備予定であることから任意指定としている施設については、整備の進捗状況に応じて、原則公募により指定管理者を選定する。	関係 部局	指定管理者公募		この間 で実施		→
97 <継続> 指定管理者 制度の積極 的活用	県直営施設への指定管理者制度の導入を検討する。	関係 部局			この間 で検討		→

進捗管理指標

指定管理者制度導入施設（導入率、公募率）

現 状

導入率 81.5%（平成 26 年 4 月 1 日時点）

公募率 39.1%（平成 26 年 4 月 1 日時点）

6 地方分権と自治体間の連携の推進

(地方分権)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
98 <継続> 地方分権改 革への対応	地方分権改革に対応するため、全国知事 会と連携した分権改革の提言、職員の意識 改革、市町村との連携強化などに取り組 む。 地方分権改革に関する提案募集等を活用 して、国から地方への権限移譲や義務付 け・枠付けの見直し等について、国へ働き かける。 地方分権や、地方分権の究極の姿である 道州制に関する調査研究、情報発信及び 啓発活動による機運の醸成を図る。	関係 部局			毎年度実施		

(市町村)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
99 <継続> 改正地方自 治法等を踏ま えた市町村の 支援	地方自治法の改正に伴う新たな広域連携 に関する情報提供を行うとともに、広域連 携を検討する市町村に対する積極的な支 援を行う。	総務部			毎年度実施		
100 <継続> 県から市町村 への権限移 譲の推進	条例による事務処理特例制度の活用によ り、権限移譲を求める市町村及び広域連 合に対し、その自主的な取組への支援を行 う。	関係 部局	権限移譲実施計画に 沿った権限移譲				

進捗管理指標

市町村への権限移譲件数	現 状	782 件 (平成 26 年 4 月 1 日時点)
県内市町村の広域連携件数 (広域連合の数)	現 状	3 件 (平成 26 年 4 月 1 日時点)

7 地域との連携・協働の推進

(NPO)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
101	新規 NPOなど 様々な主体と のさらなる協 働の深化	「あいちビジョン2020」の推進に向けて、地 域の課題やニーズに対応しながら、NPOや 大学、企業等、多様な主体との協働をさら に深化させるため、様々な課題に応じて協 議の場を設置する。	関係 部局	協議の場の設置				
102	<継続> NPOとの連 携・協働の拡 充	専門性、先駆性や機動性などNPOの特性 を活かし、協働を進めることが社会全体に とって効果的・効率的な公共サービスにつ ながるよう、適切な役割分担と事業形態を 選択しながら、NPOとの協働事業を実施す る。 また、様々な行政課題に対し、行政とNPO が果たす役割や行程等を示す「協働ロード マップ」づくりを県政各分野で推進すると ともに、NPOと行政の協働に関する実務者会 議の活用などにより、より質の高い協働を 実施するための改善策等を研究・提案す る。	関係 部局			毎年度実施		→
103	<継続> 協働の促進 に向けた行政 職員のレベル アップ	NPOとの協働や理解の促進に向けた部局 横断的な取組を推進するとともに、コーデ ィネート力向上のため、県の各部局、市町村 の若手・中堅職員・幹部職員を対象とした 研修や説明会等を実施する。	県民 生活部			毎年度実施		→
104	<継続> NPO活動の さらなる支援	会計・労務等の運営面を始め、NPOの組 織力向上に係る支援を推進する。	県民 生活部			毎年度実施		→

進捗管理指標

NPOとの協働事業の評価点 (あいち協働ルールブック・評価実践シートによる評価点の平均)	
現 状	88.3点(平成25年度)

(大学)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
105 <継続> 大学との連携の推進	芸術・文化、教育、環境、防災、医療・福祉、産業、まちづくりなど多岐にわたる分野で大学の有する専門的な知識を活用していく連携事業について、継続的に取り組んでいくとともに、大学の地域連携担当部署との意見交換会などを活用しながら、県と大学との連携に係る取組の一層の活発化に向けた情報共有、意見交換を推進する。	関係部局			毎年度実施		→
106 <継続> インターンシップの推進	大学生のインターンシップの受入れを引き続き推進することで、人材育成の一翼を担い、あわせて地域におけるインターンシップ活動の促進を図るとともに、大学生の新鮮な意見を聞くことにより職場の活性化につなげる。	関係部局			毎年度実施		→

進捗管理指標

大学との連携事業数
現 状 149 件 (平成 25 年度)

(県民・企業等)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
107 <継続> 県民・地域との協働の推進	県民の参加による会議・イベントの企画・運営や、住民との協働による地域づくり活動など、事業の目的・内容に応じた多様な手法により、県民・地域団体等との協働・連携を推進する。	関係部局			毎年度実施		→
108 <継続> 企業との連携の推進	企業が自ら行う社会貢献活動との連携を積極的に推進する。	関係部局			毎年度実施		→

進捗管理指標

企業等との連携事業数 (包括協定の締結など、企業の社会貢献活動等と連携する県事業)
--

(オープンデータ・ビッグデータ)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
109	<p>新規</p> <p>オープンデータの推進</p> <p>データ形式の標準化や、利用及び情報提供ルールの整備を、国の動向を踏まえながら実施するとともに、公開データを拡大するための庁内調整を図り、オープンデータの取組をより一層推進する。</p>	地域振興部	<p>国の指針を踏まえたサイト利用規約等の見直しを実施</p>	<p>「愛知県オープンデータカタログ」サイト提供データの拡充を実施</p>				→
110	<p>新規</p> <p>ビッグデータの活用による県民サービスの向上</p> <p>県が保有する各種統計データの活用とともに、民間が保有するビッグデータを県が活用することで、県民サービスの質的向上につなげる。</p>	関係部局			毎年度実施			→

進捗管理指標

オープンデータ件数
現 状 13件 (平成26年4月1日時点)

8 事務事業の積極的な見直し

(新たなPDCAサイクル)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
111 新規 管理事業単位のPDCAサイクルの確立	財務諸表、行政評価、予算編成に共通の事業単位である「管理事業」を単位として、現状を俯瞰し、課題を抽出して、個々の「事務事業」の見直しを促進する新しいPDCAサイクルを確立する。	関係部局	→				
112 新規 官民の役割分担の根源的な問い直し	「行政・民間・地域」の役割分担、行政の中で「国・県・市町村」の役割分担を明確化した上で、県が果たすべき役割を、毎年度、根源的に問い直す。 その結果は、事務事業の見直しに反映するほか、行革大綱に位置づけた検討課題を具体化・実現する作業に活用する。	関係部局	→				
113 <継続> 新公会計制度の活用	新公会計制度の導入によって把握可能となった事業ごとのストック情報やフルコスト情報を、行政評価や予算編成、資産マネジメントに活用していく。	関係部局	→				

進捗管理指標

<p>管理事業の自己評価結果 (目標の達成度によって、A～Eの5段階評価)</p> <p>現 状 A評価 14 事業 B評価 143 事業 C評価 91 事業 D評価 5 事業 (平成 26 年度管理事業評価)</p>
--

(見える化)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
114	<p>新規</p> <p>県の施策(管理事業)及び行政評価結果の分かりやすい公表</p>	財務諸表、行政評価、予算編成に共通の事業単位である「管理事業」ごとの事業内容、コストなどとともに、県による自己評価の結果が一目でわかるよう、ポータルサイトで公表する。	総務部			毎年度実施		→
115	<p><継続></p> <p>財務諸表の分かりやすい開示</p>	新公会計制度に基づく財務諸表を議会の決算認定に付すべき法定書類を補足する資料として活用するなど、財務情報を分かりやすく開示することで説明責任のより一層の充実を図る。	全部局	財務諸表を議会へ提出するとともに、			県民向けパンフレットを作成	→
116	<p><継続></p> <p>情報公開制度の適正な運用</p>	透明性の高い県行政を推進するため、引き続き情報公開制度の適正な運用を行う。	全部局			毎年度運用状況を公表		→
117	<p><継続></p> <p>契約状況の公表</p>	県が行う入札及び契約の一層の適正化を図るため、県の支出に係る契約の情報を県民に公表する。	関係部局				「契約状況の公表に基づく方針(平成19年4月)」に基づき、支出に係る契約の内容等を四半期ごとに、閲覧・県HP掲載等により公表	→

(業務の効率化)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
118	<継続> 全庁共通業務の見直し	全庁共通業務について、合理性、必要性、簡素化といった観点から、プロセスを徹底的に見直し、コストや業務量の縮減を図る。	関係部局	この間で検討				
119	新規 決裁制度の見直し	庁内における一層スピーディな意思決定や、責任の明確化を図るため、決裁権限の下位委譲や、決裁文書における協議範囲の見直しを行う。	関係部局	実施				
120	新規 物品等調達事務の見直し	物品等の調達については、発注の集約化を進めるなど、一層効率的な調達に資する取組を検討する。	関係部局	物品の発注に関する集約化方針の決定				
121	<継続> 総務事務センターの効率化の推進	総務事務センターの円滑かつ安定的な運営と総務事務センター関連業務の効率化を推進する。	総務部	順次実施				
122	新規 電子県庁(行政のICT化)の推進	次期の「あいちICTアクションプラン2020」を平成27年度に作成し、県行政のICT化を引き続き進め、業務の効率化を推進する。	地域振興部	アクションプラン2020の策定				
123	<継続> 情報システムの効率化	IT経費の低減や安定かつ安全な情報システムの稼動をめざすため、全庁的に情報システムの効率化を進める。 既存業務システムの庁内クラウド(プライベートクラウド)への集約化を図る。	関係部局	効率化の推進				
124	<継続> 自治体クラウドの推進	既存業務システムの庁内クラウド(プライベートクラウド)への移行を踏まえ、平成29年度を目途に、パブリッククラウドの利用について検討を行う。	地域振興部	パブリッククラウドの利用調査・検討				
125	新規 社会保障・税番号制度導入に伴う業務プロセスの見直し	社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるとともに、あわせて業務プロセスを見直し、県民の利便性の向上と事務の効率化を図る。	関係部局	順次実施				

進捗管理指標

庁内クラウド移行システム数	
現 状	累計 22 システム (平成 26 年度)
情報システム適正化効果額	
現 状	36 百万円 (平成 25 年度)

(仕事の質の向上)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
126	<継続> 仕事の質の向上に向けた環境整備	仕事の質の向上を図るため、業務の進め方や職場環境の改善について検討する。	総務部	この間で検討				
127	<継続> グッドジョブ運動の一層の推進	グッドジョブ運動を一層定着・拡大させるなど、日常的な業務の工夫・改善が絶えず行われる職場づくりを推進する。 他の取組をマネするための環境整備 マネされた取組の見える化等によるモチベーションの向上 他薦を可として、さらなる提案の蓄積	総務部	環境整備 毎年度実施				
128	<継続> 事業の企画立案における県民参加の推進	事業の企画立案段階からの県民の意見や参画を進めるため、パブリックコメント(県民意見提出制度)、パブリックインボルブメントやワークショップなど、多様な取組を推進する。	関係部局	毎年度実施				
129	<継続> 服務規律の確保とコンプライアンス意識の徹底	職員の服務規律の確保とコンプライアンス意識の徹底を図るため、抜き打ちの監察及びコンプライアンス研修を引き続き実施する。 また、法令に違反する行為等の防止を図るため、公益通報制度の一層の周知徹底を図る。	関係部局	毎年度実施				
130	<継続> 公共工事の品質確保に向けた取組の推進	公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正を踏まえ、公共施設の将来にわたる品質の確保、担い手の中長期的な育成等の視点から総合評価方式を改善し、その適切な運用を図る。	関係部局	総合評価落札方式の落札者決定基準、評価項目、配点方法の見直し				
131	<継続> 適切な入札方式の活用	これまでの取組の成果を検証し、低価格受注など懸念される諸問題に適切に対応できるよう必要な対策を講じながら、工事の特性、規模等を踏まえた適切な入札方式の選択を行う。	関係部局	毎年度実施				
132	<継続> 会計指導検査の実施	不適正な経理処理を防止するため、抜き打ち検査などを引き続き実施する。	会計局	会計指導検査、会計指導特別検査(抜き打ち検査)及び納品確認検査を実施				

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
133 <継続> 監査機能の 充実・強化	<p>リスクアプローチを重視した監査及び経済性、効率性及び有効性(3E)に重点をおいた監査に取り組むとともに、随時監査(抜き打ち監査)を実施するなど、監査機能の充実・強化に取り組む。また、公認会計士を活用して、新公会計制度や地方公営企業に係る新会計基準に対応した監査を実施する。</p> <p>リスクアプローチ…注意改善の必要が生じる可能性の高い事項について重点的に人員や時間を配分し、監査を効果的かつ効率的なものとする手法</p>	監査委員事務局	→				
					毎年度実施		

進捗管理指標

グッドジョブ運動応募件数	
現 状	累計 2,627 件 (平成 25 年度)
数値目標	平成 31 年度までの累計で、7,000 件の提案の蓄積を目指す。

9 公営企業や第三セクター等の経営改善

(公営企業)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
134 <継続> 企業庁次期経営計画の策定、推進	現行の企業庁中期経営計画(計画期間:平成23~27年度)の取組を着実に推進するとともに、その計画期間終了後には、次期経営計画(計画期間:平成28年度~)を策定・公表の上、より一層、健全な経営に取り組む。また、経営状況を積極的に公表するとともに、引き続き業績評価に取り組む。	企業庁	策定		実施		
135 <継続> 県立病院の確固たる経営基盤の確立	質の高い高度・先進的な専門医療の提供を継続するためには経営基盤の確立が必要であることから、第2次県立病院中期計画の取組を通じて収支の改善を図ることとし、平成28年度末までに、良質な医療を確保しつつ経常収支の黒字化を目指す。また、外部有識者で構成する県立病院経営改善推進委員会により経営状況を含めた点検・評価を毎年受け、公表する。	病院事業庁	この間で実施				
136 <継続> 県立病院の望ましい経営形態の検討	自律的、弾力的な経営・運営並びに権限と責任の明確化の観点から、地方独立行政法人化を含め、病院事業の望ましい経営形態を検討する。	病院事業庁	この間で実施				
137 新規 流域下水道事業への地方公営企業法の財務規定適用の検討	下水道施設の維持管理・更新に多額の費用を要する状況下において、経営状況的確な把握、主体的・効率的な経営とするための手段として、流域下水道事業について、地方公営企業法に定める財務規定の適用を検討する。	建設部			この間で検討		

進捗管理指標

<p>企業庁経営計画 (計画に定める数値目標)</p> <p>現 状 各数値目標を達成(平成25年度)</p> <p>数値目標 平成27年度については、現行中期経営計画に定める数値目標を達成する。 平成28年度以降については、次期計画において定める数値目標を達成する。</p>
<p>病院事業庁経営中期計画 (病院事業会計の経常収支)</p> <p>現 状 6.2億円の経常赤字(平成25年度)</p> <p>数値目標 平成28年度末までに、経常収支の黒字を達成する。</p>

(県関係団体)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
138	<継続> 県関係団体 のあり方の見 直し	指定管理者の選定結果や第三セクター等 経営改革の状況などを踏まえつつ、引き続 ぎ、団体が果たすべき役割や県との関係、 統廃合を含む組織体制の見直しを検討す る。	関係 部局			この間 で検討	→
139	新規 県関係団体 のあり方の見 直し	「愛知県土地開発公社のあり方に関する方 針<今後の方向性>」に基づき、土地開発 公社による公共用地の先行取得と現在保 有している土地の再取得(買戻し)のあり方 を検討する。	建設部			この間 で検討	→
140	新規 地方三公社 の統合の検 討	愛知県道路公社、愛知県土地開発公社、 愛知県住宅供給公社について、事業の状 況、経営改善計画等を踏まえ、スリム化に 向け、統合を含めた検討を行う。	建設部	スリム化の検討		具体案決定	→
141	<継続> 県関係団体 の経営改善 計画策定・推 進への支援	各団体における経営改善計画の実績・評 価や諸課題を踏まえ、必要に応じて、平成 28年度をスタートとする次期計画の策定・ 推進を支援する。	関係 部局	策定、推進への支 援			→

進捗管理指標

県関係団体数	現 状 19 団体 (平成 26 年 4 月 1 日時点)
県関係団体職員数	現 状 1,914 人 (平成 26 年度)
県関係団体経営改善計画 (各団体が計画に定める目標)	現 状 目標達成率 101.8% (平成 24 年度)
	数値目標 平成 27 年度末において、現行の県関係団体の経営改善計画に定める数 値目標を達成する。平成 28 年度以降は、次期計画に定める目標を達成する。

(第三セクター)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
142	<継続> 第三セクター の経営状況 の点検評価、 公表	県が基本財産等の4分の1以上を出資している法人等については、「愛知県出資法人等経営検討委員会」を活用し、改革の取組や経営・財務の状況等を定期的に点検・評価し、結果を公表する。 同委員会で経営改革が必要とされた法人については、引き続き必要な経営改革を推進していく。	関係 部局			毎年度実施		→
143	<継続> 私学振興事 業財団の廃 止	授業料軽減借入金に係る償還が終了する平成31年度末に廃止する。	県民 生活部					廃止
144	<継続> 農林公社の 解散	民事再生法に基づく民事再生計画により、農林公社は、平成27年度末に分収造林事業を県に承継した後、解散する。	農林 水産部	農林公社解散				
145	<継続> 住宅供給公 社の経営改 革の推進	中期経営計画の目標達成に向けて取り組むとともに、現中期経営計画の計画期間の終了(平成30年度)までに、新たな経営計画の策定を行う。	建設部		中期経営計画の取組を推進・ 計画の進捗状況を検証			→
				次期中期経営計画の内容を検討・策定				→

進捗管理指標

<p>損失補償等将来負担見込額</p> <p>(土地開発公社等の負債の額や、第三セクター等に係る損失補償額について、地方財政健全化法に基づき、財務・経営状況を勘案して算出した一般会計等の負担見込額)</p> <p>現 状 314 億円 (平成 25 年度)</p>
--

(一部事務組合等)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
146	<継続> 一部事務組合の経営状況の点検	一部事務組合は、その経営状況が県財政に悪影響を及ぼすことがないよう、経営状況を点検していく。	関係部局			毎年度実施		
147	新規 愛知県競馬組合の経営改革の点検	「名古屋競馬の経営改革に関する検討結果報告書」を受け愛知県競馬組合が策定した工程表に基づき、愛知県競馬組合の経営改革の進捗を点検する。	農林水産部	構成団体会議等で経営改革の進捗を点検				
148	<継続> 名古屋港の運営手法の検討	湾で一つの港湾運営会社のあり方の検討など、名古屋港管理組合が実施していく運営手法の見直しについて支援する。	建設部			毎年度実施		
149	新規 県有地信託に係る事務処理状況の点検	県有地の信託については、資産の有効活用において支障が生じないよう、信託の制度に則して、事務の処理状況を点検していく。	総務部 建設部	事務の処理状況を点検				
					桃花台ニュータウンの信託期間の満了			

10 健全で持続可能な財政基盤の確立

(財政運営)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
150	新規 基金からの繰入運用(当初予算時点)の解消	財源の確保に努めることにより、臨時的・緊急避難的措置である基金(取崩型基金、果実運用型基金)からの繰入運用について、健全な財政運営の観点から解消する。	総務部	この間で実施				
151	<継続> 地方財政健全化法等を踏まえた財政運営の推進	臨時的財源対策を極力抑制しながら、赤字に陥らないことはもちろんのこと、地方財政健全化法における財政指標を健全な水準に維持していく。	総務部	毎年度実施				
152	<継続> 特例的な県債を除いた通常の県債残高の抑制	財政指標を健全な水準に維持できるよう、特例的な県債を除いた通常の県債残高の抑制に取り組む。	総務部	毎年度実施				
153	<継続> 基金残高の回復	健全で持続可能な財政基盤の確立のため、財政調整基金及び減債基金(その他分(任意積立分))など、基金残高の回復に努める。	総務部	毎年度実施				
154	<継続> 節約や収入増の努力による財源確保額を後年度の財源として活用できる手法の拡充	部局の節約や収入増の努力による財源確保額の一定割合を翌々年度事業の財源の一部として活用できる手法について、その割合を更に引き上げ、各部局における効率的な予算執行や自主財源の確保に向けた取組を一層推進する。	総務部	実施				

進捗管理指標

健全化判断比率	
現 状	早期健全化基準未満(平成25年度)
数値目標	地方財政健全化法に基づく財政指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)を早期健全化基準未満に維持する。
通常の県債の残高	
現 状	26,401億円(平成26年度末見込)
数値目標	特例的な県債を除いた通常の県債の平成31年度当初予算時点における残高を平成26年度決算時点よりも減少させる。

基金繰入運用額

現 状 338 億円（平成 26 年度当初予算時点）

数値目標 臨時的・緊急避難的措置である基金（取崩型基金、果実運用型基金）からの繰入運用（当初予算時点）について、平成 31 年度当初予算までに解消する。

財政調整基金・減債基金（その他分（任意積立分））残高

現 状 財政調整基金 1 億円

減債基金（その他分（任意積立分）） 324 億円（平成 26 年度末見込）

行革効果額

数値目標 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で計 100 億円以上の行革効果額を確保する。

(財源の確保)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
155	<継続> 自主財源の確保	未利用資産の売却等のほか、あらゆる手段を総動員して、自主財源の確保に取り組む。また、新しい自主財源確保策を検討する。	全部局	 毎年度実施 新しい自主財源確保策の検討				
156	<継続> 県税の適切な徴収	租税負担の公平と財源の確保を目指して、引き続き、県税の適切な徴収に努める。	総務部	 民間委託による自動車税の集中催告の実施 インターネット公売などによる差押財産の換価を推進 地方税法第48条による個人住民税の直接徴収の実施 平成28年度以降の具体的対策については、毎年度、社会経済情勢の変化に対応したものを実施				
157	<継続> 県税収入未済の圧縮	平成28年度までの間、愛知県地方税滞納整理機構の活動等を通じて市町村の徴収支援を行うとともに、県が自ら徴収する税目についても、引き続き収入未済の圧縮に積極的に取り組む。	総務部	 地方税滞納整理機構による個人県民税等の収入未済額縮減を目指した積極的な滞納整理の実施  県が自ら徴収する税目に係る収入未済の圧縮努力の継続				
158	<継続> 使用料等の適正化	行政財産使用料を含む使用料・手数料、分担金・負担金について、受益者に対して、受益と負担の観点からの適正な負担を求める。	関係部局	 毎年度実施				
65	<継続> 未利用財産の適正な処分(再掲)	今後利活用見込のない県有財産について、一般競争入札等により、適正な処分を推進する。	関係部局	 毎年度実施				
66	<継続> 県有財産の有効活用の推進(再掲)	自動販売機等に係る公募制の導入や広告看板、有料駐車場、定期借地権設定貸付、太陽光発電事業者への屋根貸しなど、現に使用している行政資産を含む、県有財産の余裕スペースの有効活用を図る取組を拡大・推進する。また、財産の有効活用に関する民間事業者からの提案について、情報の集約、先進事例に関する情報の共有を図り、より一層活用していく。	関係部局	 毎年度実施				

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期							
			H27	H28	H29	H30	H31			
159	<継続> ネーミングライツの導入	「ネーミングライツ導入ガイドライン」に基づき、引き続き県が所有する施設に導入を進める。	関係部局			順次導入				
160	<継続> 税外債権の徴収強化	全庁的に収入未済が解消されない状況にあることから、費用対効果を踏まえた回収業務の外部委託活用の検討、債権管理の適正化を進める。	関係部局			順次実施				
161	<継続> 地方法人特別税及び地方法人税の廃止と地方税への復元	受益と負担の原則に反し、地方分権改革の流れに逆行する地方法人特別税及び地方法人税の廃止と地方税への復元を国に対して要請していく。	総務部			毎年度実施				
162	<継続> 地方交付税など地方一般財源総額の増額確保	地方一般財源総額を増額確保し、臨時財政対策債を速やかに廃止するため、国税五税の法定率の引上げ等による地方交付税総額の増額を図ることなどを国に対して要請していく。	総務部			毎年度実施				
163	<継続> 適切な国庫負担の確保	本来交付されるべき金額が措置されていない国庫補助負担金等の適切な交付を国に対して要請していく。	関係部局			毎年度実施				
164	<継続> 基金の効率的な運用	減債基金（満期一括償還分）について、基金残高が年々増加していることから、長期債券のラダー型運用を拡大することにより、債券運用益を拡大させる。また、減債基金以外の基金について、より効率的な運用のため、基金ごとの個別運用から一元的な運用への移行に向けて検討する。	総務部		債券運用額、運用益の拡大					
										一元的な運用に向けた検討

進捗管理指標

県税徴収率	
現 状	97.1%（平成25年度）
県税収入未済額	
（県が自ら徴収する税目に係る収入未済額）	
現 状	62億円（平成25年度）

税外債権収入未済額

(一般会計特別会計各会計合算貸借対照表のその他未収金)

現 状 61 億円 (平成 25 年度)

減債基金 (満期一括償還分) 債券運用額

現 状 1,902 億円 (平成 25 年度末時点)

数値目標 平成 30 年度までに、減債基金 (満期一括償還分) の長期債券のラダー型運用を 5,000 億円にまで拡大する。

自主財源確保額

現 状 14 億円 (平成 26 年度当初予算)

(歳出の見直し)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期						
			H27	H28	H29	H30	H31		
165	<継続> 財務諸表・行政評価を活用した事務事業の見直し	管理事業内でのスクラップ・アンド・ビルドを基本として、官民の役割分担、行政評価の結果、財務諸表の活用など、新たな切り口を加えながら、引き続き、毎年度の予算編成において、事務事業の見直しを徹底する。	全部局			毎年度実施			→
166	<継続> 時限設定の徹底による見直し	県単独事業の時限設定(原則5年以内)を徹底し、終期到来時には廃止を前提に見直しを検討する。	関係部局			毎年度実施			→
167	<継続> 円滑な資金調達と公債費負担の抑制	県債発行の中心である市場公募債については、その平準化、発行年限及び条件決定方式の多様化、IR活動の充実、複数の格付取得の維持に取り組む。また、銀行等引受債については、金利負担にも注意しながら、借換を要しない20年程度の定償還債を積極的に活用し、県債残高の上昇幅を抑制する。	総務部			毎年度実施			→

進捗管理指標

事務事業の見直し効果額	
現 状	39 億円 (平成 26 年度当初予算)